

平成26年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

平成26年3月25日

京都府相楽郡笠置町議会

平成26年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成26年3月25日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成26年3月25日 9時30分			議長	西岡良祐	
	閉 会	平成26年3月25日 15時27分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	川西隆次	○	
	総務財政 課 長	田中義信	○	同和対策 室 長	増田好宏	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	住民課長	東 達広	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	主 査	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	4 番	西 村 典 夫		5 番	瀧 口 一 弥		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成26年第1回笠置町議会会議録

平成26年3月11日～平成26年3月25日 会期15日間

議 事 日 程 (第3号)

平成26年3月25日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年3月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（西岡良祐君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にお願いします。通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

6番議員、石田春子君の発言を許します。

6番（石田春子君） 皆さん、おはようございます。6番の石田です。

いこいの館の駐車場について、何度もお聞きしておりますが、昨年3月に10年の任期が来たので、どのようにするのかと聞きましたが、まだ何の回答も得ていませんので、よろしくお願いたします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。石田議員の質問にお答えをさせていただきますと思います。

いこいの館の横の駐車場の件につきましては、全員協議会でいろいろと議論をさせていただきました。その中で、必要かどうかというところから議論に入ったと思いますし、また、必要であるという見地から、その料金が適当かどうかということについて議論が交わされました。

借地料につきましては、やはり面積そのものが広いから、全体の金額が上がっているのだと。坪単価にすると、ほかの借りている土地とは何ら変わりはないということで、しかし、その総額が高いというところから、何とか値段の交渉をしてほしいということでございまして、その任務に当時の副町長が当たっていただきましたが、私はどうしても必要であるという見地から、値段はそのままに再契約を結んだということでもあります。

その後の経緯について、いろいろお聞きをいただいているわけですが、やはり笠置町の状況の中で、面積が少ない、そして駐車場がない、場所がないということから、どうでもお借りすべきであろうというところから、借りる。そして、値段は以前のままの条件で、

再契約を結ばせていただいたということであります。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

そしたら、もう値段の交渉はなされたんですね。いや、それを聞いていなかったのですね。年間初めの月は12万ほどありましたけれども、最近はまだバスの運転手がほかのどこかに移動するみたいで、三、四万しか上がっていないと聞いておりますし、副町長も何度も交渉に行ってもらっておりましたが、交渉はできたそうです。

もし値段の交渉ができなかったら、できていたら——できていなくてもあれですけど——笠置のバスを置いているでしょう、駅の下の。それを1カ所返して、そしたら38万か40万浮いてくるし、あそこの駐車場、今バス置いているところに車を1台置きましたら1日500円取っております。500円を産業振興会館に持って私も行ったことがありますねんけれども、それは年間どれぐらい上がったでしょう。一度聞きます。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 産業振興会館の下でございましてけれども、25年度につきましては現在まで3件の駐車場で、1台500円ということで1,500円というところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

3,000円でも上がった結構ですけど、だから、あそこの駐車場を今のいこいの借りているあそこに移動するとか、1カ所を返したら38万から40万円も助かるし、最近、あそこのいこいの駐車場に車を置いているのも余り見ていないし、やっぱり何か考えて、予算も財源も苦しい中ですので、1カ所に考えるとか、ぜひ町長、考えてください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 石田議員のただいまの質問は、駅前の駐車場を返したらどうかというこの質問であったと思います。

先ほども言いましたように、笠置町は非常に駐車面積が少ないところでございます。まして駅前の駐車場となりますと、我々とすればどうでも欲しい駐車場であります。

しかし、現在の笠置町の財源を考えますと、やはり返したほうがいいのかということになるかと思いますが、私は先般の議会でも、鍋フェスタのときに駐車場がなかった。そして、163号線まで車があふれて皆さんに御迷惑をおかけした。ならば、南山城村、木津川市の

駐車場を借りながらJRのお客さん呼び込んだらどうかというようなこともあったと思います。そういった状態の中で、今、笠置町が駐車場をお返ししますと言えるかどうか、皆さん方のほうでよくお考えをいただきたいと思います。

我々とすれば、やはり一銭でも一円でも安く上がる方法、そして財源を何とか確保していきたいという思いは、皆さんと変わりはないと思います。しかし、私はこれからの笠置町のイベント等振興策を考えるときに、やはりなくてはならない駐車場ではないかなと、そんなふうに思っております。

契約期間があと9年ほど残っておりますが、そういった状態の中で、また再度契約期間が切れたときに、皆さん方と一緒に考えさせていただいたらどうかと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

町長のおっしゃることもわかりますけれども、この前の鍋サミットのときでも1万人来ておりますけれども、何ら効果がありましたですか。それは喜んでいただいたのは結構ですよ。そういうて、お風呂のお客がふえるんじゃないし、桜の鍋サミットのときも、去年の6,000万のときも、風呂も全然効果がないと。今度1万人来ていただいたのに効果がないと。花火大会にしてもそうでしょう。一個も風呂の売り上げもないということを聞いておりますので、来て喜んでもうたらいわというだけでなく、やっぱり財源のことを一番に考えていただかないといけないと思います。またよろしく考えてください。

そしたら、2番目に移ります。

老人手当について、前にも全部減らすということで、老人からの苦情が来て、すぐにもとに戻されましたわね。そして、また2,000円を減らすといういことで、2,000円減らしてどれだけの影響があるのですか、質問します。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。予算レベルでの話をさせていただきます。

昨年度当初と比べまして54万3,000円の効果を出しております。予算額としましては225万円ということでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

54万3,000円とかおっしゃいましたけれども、この前も聞きましたけれども、ほかの面から減らすことはできないんですか。前にもやっぱり老人会、2,000円というたら

我々は何かと思えますけれども、1人に2,000円というたら、年間ですので、何かほかの面から削減できることはないんですか。ちょっとお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをさせていただきます。

ただいまの石田議員の御発言は、やはり金額的に今回の老人手当の効果については薄いものである。そして、そのほかの事業を見直すことによって、老人手当をもとに戻したらどうかという御質問であったと思います。

先般の議会の中で、笠置町老人手当支給条例を御可決いただきました。その中で御説明をさせていただいたと思います。今までの老人手当というのは、昔の老人福祉年金からのかかわりの中で、笠置町で老人手当を支給してきたということであります。その老人手当を今回は条例で高齢者福祉の向上を図ることを目的とするということで、目的そのものを変えさせていただき、やはりこれからの老人の方の福祉の向上を目指していくというのが我々の大きな目的でもあるわけであります。

しかし、その老人手当が現状に即しているかどうかということ、やはりもう少し古くなったんではないか、中から新しい事業をこれから手がけていくというのも一つの方向ではないかということから、老人手当の見直しをさせていただきました。

その金額については、確かに知れたものであるかもわかりません。しかし、私は、この老人手当、あるいはほかの事業にしても、笠置独自のやっているこれからの事業を見直していくという方向で御説明をさせていただきました。その中で、老人手当も一つの方法でしょうし、やはりこれから笠置町独自、例えば先般条例改正をさせていただきました鉄道運賃の改正もそうであります。これから一つ一つそういった今までの事業を見直しながら新しい事業に変えていくという方向で、私は進んでまいりたいと思います。

今回の老人手当の効果が、金銭的なものではなく、これから将来に向かって新しい事業に変えていくという方向に御理解をいただければありがたいかなと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

向上のために老人手当を減らすとか、鉄道の券を半額に減らすとか、本当にこれは一番弱い老人の運賃だと思いますよ。向上のために2,000円減らすというのを、やっぱり何かもう一度、ほかの面からというたらあれですけども、ほかはほかというようなことを町長おっしゃっているけれども、たかが2,000円とおっしゃっても2,000円は大きい

ですので、またもう一度、もう一度、もう一度考えていただくように。

この鉄道の運賃のことでも電話がかかってきました、半分にされてとかいうてね。だから、若い者は車で走るけれども、年寄りが鉄道にしても利用するお方が多いと思いますので、その点に対してもよろしくをお願いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 老人手当の支給条例一部改正につきましては、先般の議会でも賛成多数で御可決いただいたところでございます。この条例に従って今後は粛々と進めてまいりたいと思います。

私は、いろんな町独自の事業を即見直すということではなくて、段階を踏んで見直してまいりたいと思います。鉄道の運賃につきましては、今回の質問外でございますので、また別の機会に答弁をさせていただきたいと思いますが、老人手当につきましては、やはり条例で御可決をいただいたとおり、これから町としての歩みを進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

私は、老人手当には反対しておりますけれども、2,000円ぐらい減らすとって条例をつくるのが最もどうかと思います。そして、ほかのこと言うたらなんですけれども、例えば花火大会にしても300万組んでいますわね。それをまた、花火は確かにきれいな花火ですけれども、少しでも安い花火にするとか、寄附にするとか、それは観光協会のことですので町長はおっしゃると思いますけれども、出すのは町のお金ですので、それも何とか考えてください。

そしたら、もう次に移ります。

3点目の中央公民館について、前にもお聞きしておりますが、老朽化しているということですので、産業振興会館に統一したらどうかと尋ねましたが、その回答、よろしく頼みます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 中央公民館の件でございますが、現在、中央公民館では、教育委員会の分室と、それから図書館、それから生涯学習の場として利用されております。これは教育委員会のほうに無償譲渡いたしております。今の管轄は、教育委員会のほうで管理をやっているわけでございますが、やはりその管理運営についての経費そのものについては町のほうで負担をしている現状にあります。そして、雨漏りも指摘されましたので、雨漏りの改修工事

を済ましたところでございます。

やはり議員おっしゃるように老朽化が進んでいるのは事実でございます。耐震化ということも必要かと思いますが、耐震化をできるような状態にあるか、値打ちがあるかということについても、これからちょっと検討させていただきたいと思います。やはり震災等がありましたときに事故があっても困りますので、そういったことのないようにコンサルを入れて、これからどのような状態で保全していくかということについても教育委員会と一緒にやって検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

中央公民館で、もし——今はもうさわやか会もみんなが振興会館でやっておられます——事故があっても困りますのでね。そして、産業会館に、下の部屋でも、本当に図書館を半分にしてもいい、職員が今3名しかおりませんわね、こちらの中央公民館に。そしたら半分以上を図書に使ってもいいというような部屋、いつも年間2回ぐらいカラオケ大会あるんですけども、そこで衣装を着がえるだけの部屋に本当に使っているような感じですね。だから、そこに移動していただいたら、こちらの中央公民館の駐車場も40万で借りているとおっしゃいましたわね、それも浮いてくるし、やっぱり老朽化していて事故があっても困りますので、一日も早く判断していただいて考えていただいたらどうかと思います。

そして、4番に移ります。

産業振興会館の自転車置き場ですけれども、このごろ奈良県の単車が何台か置いていと聞いておりますが、それは許可なくとも置けますの。どうですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 産業振興会館の駐輪場の使用のことでございますけれども、駐輪場を利用される方から利用の申請を受けて、それに対して許可を出しているということはいたしておりません。自由にとめていただいていると。それが町内外の方、全て自由に使用していただいているというところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

そしたら許可もなく置いてあるということですね。いや、今度4月からまた新しく入学される笠置の方が何台か単車も置かはると思いますので、そういうことに対しても何か影響もないのかということで、そして下の駐車場も500円と3,000円上がりましたと言いま

したでしょう。そのお方もやっぱり電車に乗られているお方だと思いますねん。そのお方からお金を取って、こっちの単車で奈良県のお方が黙って置いて電車に乗っているというたら、それは電車のあれは町には入ってきますけれども、そんなやったら1台年間3,000円しかないような500円もやめたらどうかと思いますわ。また考えてください。

議長（西岡良祐君） 答弁、よろしいか。

6番（石田春子君） はい、もうそれで結構です。

議長（西岡良祐君） 続きまして、7番議員、杉岡義信君の発言を許します。

7番（杉岡義信君） おはようございます。7番杉岡でございます。

私のほうから一般質問をさせていただきます。

1点目は、25年9月に戸籍の事前登録型本人通知制度についてということで質問いたしました。その中で、東課長は、相楽の15市町村足並みそろえてやるという答弁をされました。年があけて、もう3月、どういう形の中で15市町村が足並みをそろえたのか。笠置町は、その中で笠置町独自でやる。いや、よそとそろえてやる。そういうことなのか、ちょっと教えていただけますか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございます。

15市町村というのは、戸籍の協議会で申しますと城南戸籍は12市町村になります。向日市、長岡京市等は、城南戸籍の中には会員としては入っていないので、正確には12市町村になろうかと思えます。

その中で、今言われました足並みをそろえて実施していくという表現でございますが、要綱策定については、城南戸籍として一定の協議をやってきた実績がございますし、その内容に沿って各市町村がモデルとして独自に決めていくもの、余りかけ離れた内容にはならないと認識しているところでございます。

実施時期につきましては、今申しましたようにモデル案というのを共同してつくって、最終は各市町村の判断によるものと認識しておりまして、必ずしも皆さん全く実施時期等要綱の中身について一致するという認識は持ってございません。

笠置町も、今現在、要綱の最終案を策定するわけでございますが、それに向けて事務を進めているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

笠置町、今答弁されましたけれども、25年8月に標準モデルをされているわけですね。今、標準モデルを参考にしてという形で言われましたけれども、やるということは間違いはないですね。私、15市町村と言いましたけれども、12町村、4月から始まる場所があるんですよ。それは聞いてもらっていると思います。そこはどのような形で4月にやれるのか。笠置町は、まだそれを参考にしながら月日がかかるという、そういう差はどのようなところにあるんですか、お聞かせ願えますか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。4月から実施というのは、二、三、今のところ把握しているところでございますが、その差につきましては、やはり実務的な推進母体の違いであろうと、素直な話としてお答えさせていただきたいと思っております。

26年度早期の実施に向けて協議していることは間違いございませんので、よろしく願いいたします。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 今回の答弁ちょっとわかりにくいんですわ。やるということはすると。具体的なことはまだできていないということですね。だから、具体的なこと、何ができていないかという、どのような形で町民に啓発するのか、啓発自体が町民に行き届くようにするにはまだ時間がかかるということですか。

それと、登録するのに、どのような形の中で本人に登録してほしいということも、その中にはあるんですね。だから、この前9月の答弁の中で、何々については、何々裁判所からの用紙を持ってきたら、それは本人通知できないという形の中で申されました。裁判所からの紙を持ってきたら本人には通知できないように、刑事訴訟とかいう形があるので障害が生じるということもおっしゃったので、そのところの整理がつかないのか。よそがこういう形で、笠置町がまだこういう整理がついていないということではなしに、笠置町においては電子機械じゃなしに手書きでされるんですよ。機械を入れるということは高くつくから手書きです。いや、それは結構なことです。やっていただいたら、手書きでも何でも。この前、私もちょっと9月のときに、手書きやったらすぐにできるのと違うかと。機械導入でいろんな講習も受けたりする中で、手書きやったら、もう字が書けたらそれでいいのと違うかという私らは簡単な解釈をしているんですけれども、そこはどうですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

論点が数点ございますが、まず4月実施につきましては、笠置町は当初から26年度の早期を目指してという表現を用いております。それに向かって、当初からその計画で事務を進めているということでございます。一番いいのは、それは年度の当初4月1日でございますが、やはり笠置町の事務体制、脆弱でございます。それに対応して、4月1日は困難という判断。しかしながら、早期な実施は目指していかなければならないということで事務を進めているところでございます。

その一つの大きな要因につきましては、今言いましたように非電算化でございます。電算化につきましては、数千万円の見積もりをいただきまして、これはやはり財政課との協議の中で現時点では無理であろうと。電算化できないことでどういう影響を受けるのかというふうなところで申しますと、申請されれば1つずつ帳簿で確認していかなければならない。端末ですぐ出てくるんじゃないし、世帯主がこの人に対して申請されれば、その世帯主の帳簿1つずつ出していかなければならない。非常に時間的な確認作業が必要になってくるわけでございます。電算化されていないということは、ほかの窓口では確認できないということになります。笠置町は住民課の窓口でしかその作業は物理的に無理であろうというふうにご考えております。

あと、不正案件、裁判所がどうのこうのということでございまして、モデル案が8月、9月に策定されたわけでございますが、その後、山城地区協議会の皆様といろいろと意見交換をさせていただいた中で、その問題も提起されました。なかなか、非常に表現が難しい中でお答えさせていただいた経過を今思い起こしておるわけでございますが、不正取得、この事前登録制を実施して、戸籍謄本、抄本をとられた場合に全てを本人に通知するというのではなくて、モデル案の中には、笠置町もこれを採用せざるを得ないなという判断は今しておりますが、2土業を除いた6土業については、秘匿性の業務というものを法的に認められていると。具体的に言いますと、例えば裁判を起こす業務というのは秘密裏にできることを法的に認められた業種がある。それにつきましては、本人通知の対象外にするというふうなお話をさせていただいたところです。

もう少しかみ砕いてわかりやすく表現させていただくと、第三者を相手に裁判を起こす準備をさせていただく。これは弁護士さんがされる業務でございますが、訴訟相手の身分を確定するために戸籍謄本をとられる。事前登録制で登録された方でしたら、本来は謄本がとられましたよというふうに通じるわけでございますが、それをこの業務で申しますと、何のためにとられたんやろうというふうなことで、裁判を起こされたことを推測できるわけです。

ということは、ひいていうならば、したら相手にわかるんやったら裁判はもうやめとこうというふうな抑止力がそこに働いてしまうわけで、裁判を起こすことは国民全てに認められた権利でございます。それを抑止するようなことはあってはならんというふうなことを城南戸籍でもいろいろ議論させていただいて、最終的には、やはりこの秘匿性は行政手続としては認めざるを得ないというふうな判断をしたところでございます。

あと、ちょっと論点二、三あったかと思いますが、現時点でのわかる範囲で答弁とさせていただきます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

難しい言葉が並んだんですけれども、笠置町は独自の考えを持って、ちょっと聞いた話では、3年をもってまた問い直すという形を聞いた1点と、早いこととするということは6月までにできるんじゃないかという話も聞くんですけれども、3年たつと、また再度やり返しをします。そういう手間をかけて、また一から言うてることをやらなきゃならん。本人からもうよろしいですという取り下げがあつてやめたらいいけれども、3年たったら自然処分しますよという考え方を持っているということですか、課長。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 登録期間が今3年ということで、モデル案も御承知のとおり3年になっております。それをベースに最終判断をさせていただくということになると思います。

（「何月にやるの」と言う者あり）

住民課長（東 達広君） 実施時期につきましては、当初から早期という中で、具体的な時期については6月をめどにということをやっておりますが、これにつきましては、それをめどにすることには間違いはないんですが、いろいろ機構改革もございましたし、その面で必ず6月というふうなことを目指しておるわけでございますが、そういうことで多少の時期のずれについては御容赦いただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

6月をめどにということは、多少早くなることもあるということですね。そういうふうには私は解釈しているんですけれども、とにかく事前登録型の仮に12市町村、二、三は4月からすると。先ほど私が言うたように3年をめどにまたするということでなしに、笠置町は別に3年以上したって、ほかのところとすることに対してのそれはないかと違いますか。笠置

町は3年以上やりますよという形の体制をとれるんでしょう。とるように希望しますわ。

そうでないと、3年たって、そしたらもう一切切れましてよ、再度また登録してくださいと。それについては啓発もしていかならん。そういうことのないように、手間のかかるようなことはしないで、これはもう本人が取り下げてくださいというまでやっていますよという、最初の登録してもらったときに啓発をしてあげてください。そのところはどうか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

モデル案では3年でございます。できるならやはり登録者の便宜を図るべきという立場は、私どものほうも変わりありません。

最終やはり近隣の3町は、ここへ行って違う、あそこへ行って違うというふうなことは、隣近所余り芳しくないというふうに考えておりますので、あわせて協議して、それに沿った形で決定できればなというふうに考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

隣近所は合わせたほうがいいと。隣近所を合わせたのはいいけれども、同じいいモデルをつくったらいんですよ。笠置町いいことをしてるいな。そしたらうちもそこに合わそうかというようなモデルつくったらいねん。隣近所が横一列にいかうかということも大事なことやけれども、笠置町は、そうか、もうずっとするんやと。そうやな、そういうことも手間がかかるし、そしたらそれでいかうかという一つのもの示したってくれたら、笠置町に並んでくるかもわかりませんよ。うちがよそへなびいていかんでも。

今、何日とは言われなかったけれども、遅くても6月、早ければ5月ごろまでに、事務的にもう半年になっています、9月からやから。遅かって何かあったときに困るんですわ。何かないときにしておかないと。

そういうことで、課長、またいろいろと仕事等についても、また部下なり担当者にそういうことをお伝え願います。

それでは、2点目に移っていきます。

25年度、26年度の笠置山道路についてということで、進捗状況をお願いします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。ただいまの御質問にお答えいたします。

笠置山線の進捗状況ですが、平成24年度までの完成で、現時点ですけれども、進捗率が

61%、工事費ベースでそうなっております。それと、25年度分を繰り越しさせていただきまして26年度の予算分を合わせまして約7,700万円ございますが、これが終わることと26年度末には79%が完了する予定となっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 24年度は61%で、25年度から26年度79%。

今、25年度の繰り越し6,700万と新規に1,000万、7,700万ですね、今現在、3月に1カ所何か出たというような話を聞きましたけれども、26年度については笠置山の、今現在、道ができました。ゴルフ場から来る道をつくれるのか、下から上がってきてまだカーブのところに来ていない、そこから始まるのか。予算の中にそれが入っているのか。私ちょっと上がってちょいちょい見るんですけれども、測量のくいがもう打ってあるということは測量はできているということですね。

それが、12月の議会で、課長は私の責任でおくれていますという形の中でされましたけれども、されましたじゃなしに、笠置山が何でそういう形でおくれたのか。保安林の問題とか、府からのね、そういう問題があったとするならば、現在それは残っているのか。いや、今申請しているのか、26年度もう早目に解除されるのか。これは私の臆測ですよ。もしそれがあつたらちょっと答弁してください。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。

ただいまの御質問ですけれども、同じような質問をほかの議員さんから受けております。ちょっとここで説明させていただきたいと思っております。

12月の議会におきましても、おくれている原因ということで、事務のおくれというのがあったということも申し上げました。それと、そのときに保安林の話も出ていたと思っております。

おくれている理由、大きく2つに分けて、いろんな発注の事務もございます。それと、保安林の解除につきましてということがあります。保安林の解除につきましては、当初から私が京都府と協議をしておりました。その後、他の事務がありまして、なかなか中途半端というんでしょうか、手がつけられなかった状況がございます。そこが大きなまず1つ原因となっているというのがございます。

この件につきまして、この3月、昨日ですけれども、さきに発注をさせていただきました。一部について、まだ現時点では繰り越しではないんですけれども、25年度の発注をさせていただきました。その分につきましては、全く保安林にも関係ない部分でございまして、埋

蔵文化財の周辺の既に進んでいるところのブロック詰みをやることになっています。

最終的には、保安林の解除の必要な部分がございますが、現在、申請の再確認をすることで京都府の森づくり推進室と提出の書類について話をしているところでございます。

今の発注したところが、工期が9月末というふうにしております。それに、あと引き続いては接続する部分の工事ができるようにということで、保安林のほうの解除を進めていきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番です。杉岡でございます。

今発注されているやつが5月末にできるということですね、工事が。それは保安林でないところを今仕事をされていると。保安林の解除は、今現在進行中やけれども、4月に入って、私の考えでは府とあれやからそんなに難しくないと思うんですよね。だから、今進行中であれば、1カ月、2カ月ぐらいでおりてくると違うかなという思いがあるんです。それが26年度の79%までいける予定はあるんですか。あれは上から笠置山のゴルフ場から来たら、ほとんど構造物なしに土だけを取るような感じ。その土を持っていくところはちゃんと設置はされると思うんですけれども、土だけやったら別に下の打滝のあの道に損傷するわけでもないから、京都府としてはそう難しく言わないと思うんですけれども、そういう保安林的なものがあったら京都府としては認可しにくいだろうということなんですけれども、土ぐらいだったら1カ月ぐらいで取れるんじゃないですか、課長。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 先ほど、ちょっと私、今の発注工事が予定は工期は9月の末ということを申し上げました。実際そこまでかからないとは思いますが。

今、保安林の話で2カ月とかという話がございましたけれども、提出書類がありましても、保安林の解除につきましては公示とかがございまして、期間的には約6カ月かかるということになっております。ですから、先ほど申し上げましたように今発注の工事が終わった後、秋以降に残りがあると思います。

それと、おっしゃるとおり、ちょっと複雑な特殊な工事の部分につきましては、もうほとんど終わっておりますので、あとは最終的には土の切ったり盛ったりというのが最後に残るかだと思います。金額的には高くなる部分がほとんど終わってきておりますので、先ほど申しましたように61%、70数%という予定と考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

私は9月を5月と勘違いしていたみたいですね。保安林解除に6カ月かかるんですか。6カ月かかったら、下手すると、またこの予算を流してしまうのと違うんですか。せっかく予算をつけても繰り越し繰り越しで2年も3年も来ている。今からまた保安林を解除するのに6カ月かかる。そうなると、ちょっと手違いでも書類の不備でもあったら、また26年、27年の繰り越しのものを考えていかなければならんような事態になったら、またこれは予算的に残る。せっかく予算をつけているのに事業をしないで予算をつけるということは、ちょっとおかしいのと違いますか、課長。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 今の御質問ですけれども、確かにおっしゃるとおりだと思います。ですから、それに合わせるように、今、何とかして早急に解除できるよう提出書類をできるようにやっておりますので、26年度には今の予算を流さないようにすることで進めております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

予算を流さないようにといっても、2年も3年も流れてきているわけなんです。こういう言い方をしたら悪いんですけども、課長も3月末で退職される。その中で跡継ぎはできていると思うんですけども、引き継ぎ等についてかなりやっていただかないと、書類不備があったりなんかすると、またおくれる可能性が出てくると思うんです。せっかく7,700万円予算がついたのに、27年度にまた繰り越しという形にならないようにぜひともやっていただきたい。予算をつけて流すということは、事業自体を甘く見ているのか。それとも、本当に自分一人でやるんじゃなしに、みんな手分けしてやっていたら、こんなものは乗り越えられると思うんです。

そここのところ、笠置山については、またほかの議員さんから出ていると思いますので、違う方面でまた聞かれると思うんですけども、そのときはよろしく願いしておきます。

2点目は、橋梁の長寿命化ということ、いろいろとこの前も予算のときにも教えていただきました。湯谷と不動谷と西奥と、私ちょっと漏れよったんですけども、もう一カ所はどこでしたかいな。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、26年度に全部で5カ所予定

しておりました、湯谷橋、西奥橋、それと不動谷橋2というのと不動谷橋3というのがございます。それと淵の上橋の予定でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

不動谷2と私は今聞いたんですけれども、3ですか。

（「2と3があるんです」と言う者あり）

7番（杉岡義信君） 2と3がある、そういうことですか。

それでは、今現在、国道はされているんですけれども、その上の羽根田橋、あれは今、塗装か何かやってはるんですね。それを私は見ているんですけれども、その中のコーナー、あそこに、私、課長にお願いしたことは何回もあるんですけれども、笠置山のゆるぎ石やないけれども、かなり揺れているあれがあるんです。コンクリ自体は大きいねんけれども、もう剥がれている。何かに当たって剥がれたかどうか知らんけどね。そういう工事は別の工事に入っているんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、揺らいているというんですか、少し揺れている。親柱という橋梁の一番端っこ、入り口のところにあるコンクリートの塊になっている部分です。それは以前から御指摘も受けていますし、橋梁の点検のときに調査しています。

鉄筋としては、真ん中のほうで太い鉄筋がつながっておりますので、直ちに危険ではないということで今まではそのまま放置をしておりました。今回の今やっている橋梁の修繕工事で、その部分につきましても、また橋梁自体についています高欄ですね、手すりになっている部分、それにつきましても今、色を塗りかえたりやっていますけれども、それと同時に修繕していく予定となっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

大きな鉄筋がついているから大丈夫という今答弁があったんですけれども、もう親指でこうやってくすぐってもぐねぐねしている。鉄筋が2本ぐらいついていたんかね。そやけど、そんなに安心できるものと違うんです。だから、あれはもう1年も2年も前から指摘しています。そういうところを重点に、早急に工事のほうをしていただかないと、また忘れることになると思うので、そのところひとつお願いをしておきます。

次にいきます。

舗装修繕工事、事業内容としては25年度、その中身については、ひび割れが40%以上、それで段差が2センチ以上のところを重点として修理するという形で書いています。今、——舗装されました。あれは25年度で途中で終わっています。あれについても、時期についてはわからないんですけども、26年度についてもあの続きをされるということですね。それと、ひび割れ、40%、高さが2センチ、そういうところはかなりあると思うんですけども、25年度はされていなかった。26年度の事業でされるんですけども、26年度の後半に3月にされるのか、26年度は中に入ってするのか、そのところをちょっと答弁願います。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの舗装に関する御質問ですけども、25年度で調査をして、調査をした部分につきまして全部まとまるのが25年度末で、現在最終末まとめをやっています。

まとまる前に、25年度で幾分かの舗装修繕をしなければならないという条件になっておりましたので、さきにわかったところにつきましては、ひび割れとか舗装のほうでやりました。26年度につきましても、それに引き続いて調査の結果、ひび割れが多いところ、特に多くのひび割れとか段差が出ているところから始める予定でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） ちょっと待ってください。杉岡義信君の先ほどのちょっと発言の中で、舗装の——という発言をされたんですけども、ちょっとその言葉は不適切ですので、以後注意してください。

7番（杉岡義信君） 私は、先ほどの舗装の件で——という発言をしました。これは取り消していただきます。これは本当に言ってはならない言葉であると思いますので、ちょっと議事録から削除をお願いしておきます。

よろしいですか。

議長（西岡良祐君） はい、どうぞ。

7番（杉岡義信君） それで、今答弁されました。一応調査して、その調査でまた次の事業をされるということで、私は段差について、グレーチングの段差もあれば、道路の段差もあって、そこから水が浸透して、それで下へ流れている。それについても応急処置はしていただきました。それで直ったのと違いますねん。それが浸透して崩壊するような状況にもある箇所があるんです。だから、そういうところもやっぱり調査した上で重点的に修繕をしていた

だかないと、危険性を伴う部分については早急にしていただかないと、もしこの夏に台風でも来たら今までのあれが一気に崩壊するかもしれませんので、ひとつよろしく調査のほうをして仕事をしてやってください。

次にいきます。

一級町道笠置有市線、これは調査、測量委託、いろんなことを書いていただいております。予算もつけていただいております、有市のほうの。これは、ことし、いろんな測量をしたり、いろんな調査をしたりということで補助をつけていただいております。27年度以降についても、その調査の結果どういう形で事業するというものについてのここにも書いていただいております。それは間違いないですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、交通安全対策事業ということで、恐らく新規事業調書を見られて御質問されたかと思えます。

金額的には、あくまでも概算ですけれども、当初予算で1,800万円を計上させていただいております。これにつきましては、この中に書いておりますけれども、道路の詳細設計と地質調査等のボーリング調査で、用地の調査と家屋等の調査をするということになっています。

26年度でこれの調査を完了しましたら、その次から、27年度から用地買収、工事に入れるような準備を26年度でやっておこうという計画でございます。これが順調にいきますと、27年度から、そちらの用地買収、工事に入っていくことになるかと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

26年度にいろんな設計なり調査をして、27年度もそういう事業を予算をつけてするという。総務財政課長、27年度についても予算をつけるということを今言われたので、総務財政課長も。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま杉岡議員のほうから交通安全の対策の事業にかかわりまして、先ほど建設課長が申し上げましたとおり今年度は詳細設計及び補償等の調査委託ということで組ませていただきました。よって、その内容次第、27年度からは用地買収及び工事の部分に入っていけるというぐあいに今の段階では考えております。

ただ、実施設計及びもろもろの調査によっては、それがあと2年になる場合もございます。用地買収が終わって工事が同じ年度にできると思いますけれども、それはあくまで今の推測ということで御理解を賜りたいと、そのように思います。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

総務財政課長、スムーズにいったら予算をつけて事業をするということで、それでよろしいね。

次に移ります。

横川に置いてあるパイプ、カーブの縁に、あれ、私は前から大分気になっていたんですよ。今度の9月の18号のときに、あれが流されて、あちこち散乱して、それを回収した分をあ地区に置いてある。あれは今現在水道の施設に使われている。水が足らんときにああいう形で何か工事をするんやというような形でちらっと聞いたんですけども、それがもうパイプがばらばらになってしもうて丸裸になってしまっている。1カ所に詰まっている。これをどういう形でされるのか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 横川と横川林道周辺に現在パイプが置いております。これは今おっしゃったように、昨年9月の台風18号のときに流されたパイプでございます。これは、今の質問でもおっしゃいましたけれども、有市の簡易水道の取水があります。それは、横川本流ではなしに、長谷川という支流から取っております。数年に一回なんですけれども、取水の支流でございますので、水が枯れることがありまして、そのために本流のかなり上流のほうからパイプを引いて、そのときの水を補充するというでずっとやっておりました。

今までそのパイプが流されたことはなかったんですけども、昨年の台風18号の大雨のときには、それが流されまして、それ以上また流されて下流のほうに支障もあってはいけない、またパイプがなくなっていけないということで、それを外しまして回収して数カ所に固めています。これは近いうちに何とかもとに戻したいと思いますが、そういう雨で流されたものでございますので、次の設置のやり方というのは、今までと同じ方法でよいかどうかということも検討してするというで現在考えております。できるだけ早急に片づけて、きれいに設置したいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

今きれいに整理していただかないと、私は何でこういうことを言うかという、あのパイプが丸裸になって、あのそばを通ると、何かパイプ自体がばらばらになっているから、ちょっと異様な感じがするんです。あのままで水道を引いているのかなという、それを私らは飲んでいくのかなという形で持っているので、あれをきれいにさせていただいて、そして18号で課長にお願いした倒木、橋桁のほうもきれいにさせていただきました。今度、雪でまた倒木になっています。

18号のときに、横川、もう底があらわれて下がかなり岩肌が見えています。あれを何とか観光の名所にならんかなと。赤目四十八滝やないけれども、自然、散策しながら岩肌を見、滝を見、それで童仙房へ抜けると。かなり地元の人もあるそこを散策されているんです。冬場については寒いんですけれども、これから夏場についてはかなり涼しさがあっていいと思うんです。

その倒木なんですけれども、道にかかるやつは頭だけはねて、川を横断したり何かしているけれども、あれはどこが管轄しているのか、地主がそれをとらなきゃいかんのか、町道やから町道にかかった分だけとってあとはもう放置するのか、そういう管轄というかな、そういう責任はどこにあるんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 倒木についてですけれども、基本的には木の所有者の責任かと思えます。ただし、台風、それから大雪のときに倒れて、林道に支障があったり、また、それが今後も落ちてきて林道に事故とかそういうことが考えられるということもございます。また、落ちた木が横川をせきとめて、橋梁の橋脚、橋台に当たったりということもありますので、それにつきましては、町が管理している河川と道路となりますので、町のほうで対応していくということでございます。

先ほどおっしゃいましたように、台風の後、片づけましたけれども、また雪で倒れている部分もあります。とりあえず道路としては通れるようにはしておりますが、もう一度点検しまして、今後、支障のあるところにつきましては、再度手だてができるところについては手だてをして、また個人さんの所有の山ですので、こちらで調べて、わかるところにつきましては所有者の方に声をかけられたらと現在考えています。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

町長、私は今、横川の倒木きれいにして、パイプをきれいにさせていただいて、そしてイオ

的なもの、道を散策する。そしたら、その下に土がかぶっていたりとか、本当に底が掘れて岩肌が出て、それでいろんな滝があるんです。町長、今度また暇なときに見に行つてほしいんですけども、それをまた笠置町の名所として、散策として観光的なものにしたいと思うんですけども、とにかく現場を見に行つて、こういうことやらこうしたらいいなということを一週町長の目から見ていただきたいんですけども、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 杉岡議員の横川のあの一带、私も以前に何回か通つた経験があるんですが、そういった名所となるようなものは目にしておりませんので、また一度見せていただいた上で、企画観光課の職員も交えて検討してみたいと思います。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

町長、運動にもなりますし、私かつて運動になるんですけども、ちょうどもうちょっとで頂上というところで砂防堰堤があるんです。それが昔はもう底が抜けておつてじかにしたんですけども、今、砂防堰堤の州が詰まって水がたまっているんです。その水がちょうどいいところに散策の横にあるんです。だから、長野県でいったら大正池みたいな、ああいう感じの。そんな深くないんです。それがさあつと。それはやっぱりよそから来たら、ああ、ええもんやなという形があるので、また今度一週一緒に見に行つて、いいなという形をこれから笠置町の観光の将来に向けて行ってほしいなというふうに思うわけでございます。

一応これで一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡良祐君） これより15分間休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開します。

続きまして、1番議員、田中良三君の発言を許します。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

空き家対策事業についてお聞きします。

ほかの議員も質問されていて重複することもあるかもしれませんが、現在の笠置町の空き家の件数は何件あるか。その中で、3月18日に議会での空き家バンク登録されている件数は3件と答えておられましたが、間違いありませんか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 田中議員の質問にお答えしたいと思います。

空き家の件数と、そして登録件数ということで御質問いただきました。

現在、当課におきまして把握しております空き家の件数につきましては73件でございます。それで、これまで登録に向けお願い等にも行っておりますが、そこで、よくお話しただくのは、倉庫がわりに使っているといったことから、登録していただくというところまでは至っておりませんが、これまでに登録いただいていた件数につきましては、3件でございます。そのうち2件が成立して、現時点におきましては1件の登録となっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

京都の「明日のむら人」移住促進事業実施要領によると、府は町とのあれで2分の1の90万以内の支援をするとありますが、町の場合も農村移住促進補助金交付要領がありますね。町で直すときに、場所が限定される。例えば、風呂、トイレ、台所とか、横のクロスの張りかえとか、そういう限定された規約というのがあるんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 住宅の改修費ということで、これまで町といたしましては改修費への補助や助成等といったものはしておりませんでした。

それで、京都府におきましても、議員おっしゃられたとおり、新規の事業で移住促進住宅整備事業、空き家改修支援という形で制度化されました。その要件は、議員がおっしゃられましたとおり、京都府が2分の1で、市町村が2分の1、そして補助対象事業費の上限額は町村ともに90万以内ということの要件となっております。

そういったこともありまして、町といたしましては、それに基づいて要件整備をして、早い時期に制度化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 今はっきりわからなかったんですけども、そういう移住促進補助金交付要領というのは、笠置町にはもう確実にあるんですね。

それがなかったら、例えば直すところとか、いろんな促進事業をする上で、ちょっと京都府に出すときの資料とかで問題が出てくるじゃないですか。京都府の要領によると、SOHOの事業者とか、いろんな事業が含まれているので、例えば申請するときに規約とかがなかったから問題があるんじゃないですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 空き家バンクに対する要綱というものは策定しておりますけれども、移住促進住宅整備に係る要綱は現在できておりません。先ほど申しましたように早急に作成し、早い時期に制度化に向けて取り組みたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

例えば、村とかでしたら、そういうのがあるから補助金対象のもの以外にいろんな金を出しているとか、そういう規約をつくっているから進みぐあいがいいんじゃないんですか。

町長、笠置町もこういう規約とかをつくらはる意思はありますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 空き家バンクに対しての要綱等は整っておりますが、新しいこういった事業に対しての要綱というのはまだできておりませんので、早急に整備をしていきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 私は、その規約というのを、農村移住促進補助金交付要領とかそういうことで、例えば、いろんなあれによって対策があるんですわね。それで、私はそれをつくらはるんですかと聞いただけで、笠置町の場合、Iターンも今言わはったとおりの要領によって進めはると言わはりましたけれども、ただ、つくらはるかどうか、つくらはるつもりがあるのかどうかを聞いたんです。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 規約につきまして、早急に段取りをし、つくっていきます。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 現在、空き家対策によって入居したいという人、Iターンの人がおられると聞いておりますが、現在の交渉状況はどうなっておりますか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 議員の聞いておられる方と恐らく同じ方だとは思っておりますけれども、笠置町に興味を持って笠置に住みたいという方がございます。

現時点におきまして、その方に、空き家バンクに登録していただいている家、またそうでないところ、数件空き家を見ていただいております。それで、今はそういったところなんで

すけれども、空き家を見ていただいた結果、あとは本人さんの判断というか、そういったものがございまして、町といたしましても、そういった方に笠置に住んでいただけますようにかかわって進めていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） その人と、二、三日前に話しまして、望んでいることは何ですかと聞いたら、駅の近いのと、部屋がようけ、余り三、四部屋しかないのと、あと車の置ける駐車場があったらいいんですよ。それとあと一つ、トイレだけ、何か笠置町の場合、トイレを見たら完全水洗のところがないさかい、それだけですわとしゃべってはったと。もうこの問題はおいておいて、次の問題に移りたいと思っております。

前回は質問しましたが、台風18号の被害とその後の対応について、横川に堆積する土砂、笠置町と南山城村の境目のところ、土砂とは限定しませんが、倒木に対して、振興局の担当部署との話し合いはなされたと思っておりますが、回答はどうでしたか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。

ただいまの御質問ですけれども、まず横川に堆積している土砂、砂防堰堤に堆積している土砂のことと思っております。

先ほど、杉岡議員さんからの最後のほうの話がありました。多分、同じ場所ではないかと私は思っておりますけれども、砂防堰堤の堆積土砂につきましては、12月の議会のときも少し触れさせていただいたと思うんですけれども、台風18号の後で大きく土砂の量が変わった堰堤、抜けたり逆にたまったりというのがあります。砂防堰堤につきましては、砂が抜けて下のほうに供給していったり、また詰まってたまると、その繰り返しというのが通常の形であるということです。

再度、土木事務所のほうにも砂防の関係は確認しております。昨年の砂防施設、ほか急傾斜とか地すべりもあるんですけれども、その調査というのがございまして、台風の前後におきましても、その調査を京都府はしております。堰堤につきましても、今すぐに危険な状態ではないということの答えを聞いております。今後もこれにつきましては継続的な現場の確認というのが必要かと思っておりますので、土木事務所と連携をいたしまして時々状況の変化を確認したいと思っております。

それともう一つ、倒木につきましては、先ほどの話と同じような話になるかと思うんですけれども、京都府のほうにも、これは振興局のほうになるんですけれども、山が崩れて京都

府の治山事業で対応しなければならないような大きな規模のものにつきましては、また別でございませうけれども、基本的には所有者の皆さん、誰かが持っておられる木というのがほとんどであると思います。

先ほども申しましたけれども、それが支障になっている場合は、まず所有者の方がわかれば連絡をするのが本来だと思いますけれども、やはり緊急に、雪の話もありますけれども、木が倒れて道路に支障があったり、河川の流れに対して支障があるようなことがありましたら、これは町のほうで対応しております。先ほども申しましたけれども、今後もう一度雪折れの後で、雪折れのときには一旦木を切ったりして通行できるようにしているんですけども、その後でまた倒れた分がありますので、その確認をしていきまして、本当に危険であるというところにつきましては対応していきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

倒木は役場の職員がチェーンソーを持って行って切ったと聞いておりますが、こんな下手なこと言うて切らしたのは構わへんのやけれども、その木が出されているわけじゃないから、川の横に置かれていると。これもまた問題があるのと違うのかなと思います。また水が出た場合、その木がそのまま流れる可能性が出てくるし、ほんで1カ所、朝から見た木のところに根のあんなんなんて完全に木の根っこを上げておかんと、次、堰堤のところへ行ったら完全に埋まる大きさやと思います。それがまた土砂をためる理由やと思います。これをやるのに、私は笠置町の地形を考えた場合、すり鉢状になっているのに、土砂とかを取り除いたり木のそういうものを取り除くのは最小限やるべきやと思うんですが、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 砂防堰堤のところの土砂の堆積のことだと思いますけれども、先ほどもちょっと申しましたけれども、京都府のほうで砂防堰堤の管理をしておりまして、そのほうで確認しております。以前にもちょっとこの話はさせていただいたかと思うんですけども、砂防堰堤は、先ほど申しましたように土砂の堆積とか流出が繰り返されて、そういう機能も持っております。

それで、全部砂がたまりましても、砂防堰堤の上流側に堆砂地というのはありますので、そこにまだたまる。かなりの土砂の量というのが、そういう容量が確保できているということで、基本的にはたまっていてもその時点で危険やということはないということで、すぐ取る必要はないということです。以上です。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

土砂の堰堤の問題は、今言わはったとおり、たまってと、京都府が言うてはると言わはりますけれども、今 8 カ所か 9 カ所あるうち完全に堰堤まで土砂が上がっているところ、4 カ所、5 カ所やったかな。あるはずです。それと、ほんで今、木の根、切った倒木を上げるかどうかって、何も答えてもってないんですけども、それをよろしく願います。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。

木の根の件ですけども、再確認しまして、河川に阻害のあるような分につきましては、それを河川の中から撤去できるようなことを考えていきたいと思えます。もう一度点検させていただきます。以上です。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

数カ月後とは言わへん。また、去年の 18 号みたいにかつてないとかいう災害が来たら、今の状態やったらあれですさかい、極力取り除くとかいうことをよろしく願いますして、次の質問に移ります。

消費税、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金について尋ねます。

ことしの 4 月から消費税が 8% になるための 1 回限りの給付金とわかっているんですが、町への申請が必要とのことですが、用紙の配布と申請受け付けはいつぐらいになるのか、予定をお願いします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問、臨時福祉給付金、子育て世帯給付金、議員今おっしゃられましたとおり申請主義でございます。町から、あなたは該当しますので申請してくださいというような案内は一切しません。

それを念頭に置いてお聞きいただきたいわけですが、6 月に全世界帯に、申請の仕方というんですか、こういう方は申請に該当しますよというガイドラインを含めまして、御案内を申し上げる予定しています。

受け付け期間でございますが、6 月にその世帯に回って、中旬あたりから 9 月の末ぐらいまでの 3 カ月間を現在のところ予定してございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

臨時福祉給付金は、町民税が非課税の人となっておりますが、1 人当たりとなっておりますので、家族の中で非課税の人がおらしたら、それは受け取り対象になるんですか。

それと、後期高齢者の人は、また普通と違って金額が高いと思うんです。その金額もよろしくをお願いします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 対象要件の話になってくるわけですが、おっしゃられましたとおり、町民税、均等割の非課税者が対象になるわけですが。その上に、まだ要件が二、三ございまして、かつ課税者に扶養されていない方というふうな要件もございまして。対象者は少ないんですが、そういう要件がございまして、今の議員御質問のケースでは、非課税世帯やから皆さん対象になるということは言い切れないというふうになります。

それから、原則 1 万円が対給付額なんですけれども、消費税の関連法案かどうかはちょっと今記憶がぼけているんですけれども、老齢年金が下がります、4 月 1 日。その老齢基礎年金の下がり分 5, 0 0 0 円を政府は試算して、その年金の受給者に対しては加算しようということで、1 万円の対象になる方と、1 万 5, 0 0 0 円の対象になる方というのがまず発生してくるものがございます。年金の受給者が対象になるというふうなことです。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

笠置町で臨時福祉給付金の対象人数と子育て世帯臨時特例給付金の対象人数はどれぐらいですか。それと、金額は予算書に書いてあったあれぐらいになるんですか。それをお聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

臨時福祉給付金で申しますと、推計値、あくまでこれは厚生労働省の試算のあり方というのが一定ルール化されていまして、それに基づいて推計した人数でございます。5 4 7 人。なおかつ今言いました加算分が加わる人、簡単に言いますと老齢基礎年金受給者というふうな話になるわけですが、それ等々で 5 4 7 人の中に 2 6 4 名加算される方が含まれているというふうな考え方で予算を組まさせていただいています。5 4 7 名掛ける 1 万円、それから 2 6 4 名掛ける 5, 0 0 0 円というふうな予算になります。

それから、子育て世帯臨時給付金につきましては68人を予定してございます。68万円の予算を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） いろんなことを踏まえて、よろしく願いまして、これで質問を終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、2番議員、向出健君の発言を許します。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

まず、1点目に、シルバー人材センターについて質問いたしたいと思います。

シルバー人材センターは、隣の南山城村にもあるとお聞きをしていますが、この笠置町にはないという状況です。

まず、シルバー人材センターの役割や意義について、私自身は高齢者の方の仕事づくり、また健康づくりということがあると思っておりますが、町としてはシルバー人材センターの役割や意義についてどう考えていますでしょうか。答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま向井議員のほうから、シルバー人材センターの意義、役割等につきまして御質問いただきました。議員も発言されたように、超高齢化社会の中で有意義にも健康にも過ごすために、定年等で現役を引退された後も何らかの形で就業し続けたいと希望する高齢者がふえてきております。そういう意味での果たす役割は大きい部分があるかなと思います。

また、シルバー人材センターを活用される住民の方々も安価で対応できると。そういう部分の意義もあろうかなと、私はそのように考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

シルバー人材センターを仮に笠置町につくるとすれば、どのような課題があるとお考えでしょうか。答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま向出議員のほうから、シルバー人材センターを立ち上げるに当たっての懸念はどのようなものかという質問をいただきました。

シルバー人材センターというのは、私なりに考え方として設立方法は社団法人とNPO法人があろうかなと思います。社団法人の場合は、市区町村の福祉課もしくは社会福祉協議会

で設立されているのが多く見受けられます。ただ、その場合の運営方法としまして、人件費等の不足部分については、それぞれの市区町村が補助しなければならないというのが実情でございます。笠置町の課題としまして、そういう部分での課題が出てこようかなと、そのように考えております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

財政面の懸念は確かにあろうかと思うんですけども、人材面の問題が結構大きいんじゃないかと。笠置町は、高齢者の方は多いですけども、人口はやはり近隣の市町村に比べて少ないということで、単独の設置、あるいはそれが難しいとしても他の人材センターから派遣していただくことや、また、例えばもと職場で勤めていた退職された方で、ちょっとボランティア的な要素、役割で入っていただくなどのことも考えられると思うんですけども、そういった考え方についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。

シルバー人材センターだけじゃなしに、NPO法人、特定非営利団体という部分での果たす役割も市区町村によっては大きい部分があろうかなと思います。

笠置町にも、NPO法人が2つございます。また、その方々が幅広く活動されているというぐあいに聞いております。その中で、笠置町のほうで、社会福祉協議会になるのか笠置町になるのかは別にして、設立するという部分が、本来いいのか悪いのか。財政面で考えれば非常に厳しいかなと思いますけれども、果たして高齢者の方々がそういうものの設立を望んでおられるというのが、実際、余り声は聞いていないのが現状でございます。

ただ、過去の議員のほうからもそういう話はしていただきましたけれども、なかなか議員の方々だけの話であって、本当にその方々が声を大きくしていただくとするならば、それはまた笠置町では考えられるんじゃないかなと、そのように思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

私自身がよくお聞きするのは、例えば草刈りですね、草刈りもなかなか難しいと。ただ、業者に頼むとそこそこの費用がかかってくるということで、実際にそんなにお話はしてないんですけども、シルバー人材センターのことを提起したいと考えていますと言ったら、そ

れはぜひやってほしいという声を、お一人ですけれども、お聞きはしているんです。潜在的には、お年寄りなので、そうしたなかなか自分ではできない仕事をしてほしいというのが多くあるんじゃないかなというふうには思っているんです。

それで、今後そういった声についての把握について、シルバー人材センターの設置だけではないと思うんですけれども、このことにかかわって、町の住民の方の声の把握をするという御予定とかはおありでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございますけれども、笠置町のほうで住民の方々の声を聞くというのも方法でしょうし、また各議員さんのほうからもそういう声を聞いていただいた中で情報提供していただいたら、一つの参考として今後の役には立たせていただきたいと、そのように考えております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

私自身も、シルバー人材センターをつくるためには、やはり主体的にやっていただく方がいふのが必要になってくると思います。それで、議員だけの勝手な提案ではなくて、そうした住民の方の声を集めて運動も大きくしていく必要があると思っています。

そこで、今言ったように、そういう声がもしあれば協力もしていくということでしたので、シルバー人材センターの問題というのは、やはり健康づくりの意味というのは1つ大きいんじゃないかと。それからやはり仕事づくり。今、私も、ところどころで言っていますが、年金の削減がやはり皆さん苦しいという声が多いので、仕事という面じゃなく、少しでも家計の補助になるという点も大きい要素があると思いますので、ぜひ今後いろいろ御協力もいただきたいと思います。

それでは、次の2つ目の問題に移りたいと思います。

河川の災害安全対策について質問いたします。

特に、私の家の近くの打滝川のところなんですけれども、以前の豪雨のときに大分岩、石がごろごろしているのが目立つというのがあります。それから、キャンプ場も豪雨で大分流されて、土砂を埋めるという作業されていると思うんですけれども、住民の方から、やはり流れた土砂がどうなっているのかと。堆積して危険が出てきているんじゃないかという声もあったんですけれども、その点について、堆積物とか岩や石などを除去しなければいけない、そういった河川が今笠置町の中でどのぐらいあるか、お答えをお願いいたします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、堆積土砂を除去しなければならぬ河川がどれぐらいあるかという把握ということでございますけれども、現実には幾らあるかというのは、私、今現在は把握しておりません。

ただ、今河川とおっしゃいましたので、京都府が管理する河川、それと一番大きくは木津川がありますけれども、国土交通省が管理する河川、それから、その支流で京都府が管理する河川、それから京都府が管理する河川のもう一つ上流になりますけれども、市町村が管理ということになっています笠置町では普通河川という言い方になります。分類上では普通河川になりますけれども、それを全て把握するのはなかなか難しいんですけれども、ちょっと参考に、京都府の河川に関係するいろんな御意見とか土砂の関係の苦情というんですか、時々聞きますので、これにつきまして、ちょっと京都府のほうにも確認したことなんですけれども、河川につきましては道路のように毎日のパトロールというのは基本的にはしていないということでございます。町も同じなんですけれども、多くの雨が降った後とか、そういうときにはパトロールをしています。堆積土砂についても、大雨のとき以外につきましては、基本的には地元のいろんな情報を得て、現地を確認して対応しているということになります。

町におきます普通河川におきましても、今のところ余りそういう話はないんですけれども、もしそういう懸念されるようなこと、何か心配なことがございましたら、町のほうに連絡していただければ、それがどこの管理河川でありましても、関係するところには連絡させていただきますので、そういう体制をとっております。御質問の答えにならなかったかもしれませんが、以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

そうしますと、今すぐ除去しなければいけない、堆積物や岩や石をのけなければ危険であるというような場所がないという認識でよろしいのでしょうか。再度一応答弁をお願いします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 現時点では、そういうすぐに対応しなければならないというところにつきましては把握しておりません。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今、危険はないという話でしたけれども、特にキャンプ場の土砂のことは、言われる方が住民の方でもおられまして、今その状況がどうなっているかお聞きをしたいんですけども、大分大量の土砂が前の豪雨のときに流れたと思うんですけども、そうした土砂というのは、年々たまって、川底が上がって、水位が上がると。そういった危険性というものは今のところないと判断してもよいのでしょうか。その点お聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。

キャンプ場の土砂とおっしゃいましたけれども、それだけではなしに、大きく国土交通省の例えば橋梁点検なんかもございまして、そのときに私どもも立ち会いをしています。そのときに、いろいろと土砂の話、上流から下流にかけて、全体的な話をするんですけども、差し当たって今、大きな原因、土砂が原因で河川に影響を及ぼすというのは、今のところはないという話は聞いています。

木津川を管理しています国土交通省としては時々河川の断面の測量とかはやっておられるということを知っています。どのぐらいの頻度でやられているかはちょっとわかりませんが、現時点ではそういう答えしか私はできませんけれども、失礼します。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

さきの台風のときには、国道163号が一時ですけれども冠水するということがあったと思うんですけども、そうした危険性、今のところ、これまでの間では大雨が降っても溢れるということではなかったんですけども、大雨のときにああいうふうにな水があふれる危険性というのがないと言い切れるのかどうか。その点がちょっと私自身も気になる点なんですけれども、その点について、そういう対策とか、今後そういう懸念、どういふふうなことをされる予定があるのかとか、お聞きしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま、防災という部分での質問かなと思ひまして、私のほうから答弁させていただきます。

向出議員さんが心配されるというのはよくわかるんですけども、なかなか川底等や、またそこにたまっている砂、土砂等の立米数は、その都度かはかっているわけではございません。ただ、163号が冠水する理由として、それは一番大きな問題ではなしに、やっぱり入ってくる水量、ダムからの放流、また本流からの水量、また枝川からの水量によって冠水すると

いうことでございますので、要因としましては、土砂じゃなしに上流での雨量というぐあいに認識されたほうが正しいかなと、そのように思っております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今言われましたように、道路が冠水しているのはそういう流入量だというふうに考えたほうがいいということでしたけれども、以前にも他の議員からも質問があったと思いますが、実際に冠水したということがありましたので、この対策については今後どのようにされていくかというのを再度お伺いしたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 大変失礼します。

ちょっと答えが質問とはずれるかもしれませんが、まず、この前の冠水したのは、先ほど総務財政課長が申しましたけれども、流入量が多いからということで、それが原因ではないかということです。

冠水した大きなところとして、通行どめになりましたが、国道163号があります。これにつきますので対応ということですが、現在、京都府では163の、幹線道路になりますので、それを何とかかさ上げをできるようなことを計画しております。そういうことで昨年かから測量とかにかかっていると聞いています。今年度から、測量に続きまして、つい最近はボーリングもやりましたけれども、また用地の調査にもかかっていたいということは聞いています。以上です。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 失礼します。

質問の答弁じゃなしに、向出議員にもお願いしたいんですけども、それぞれ課長のほうから答弁していますけれども、これはもう即答で答弁しています。というのは、質問書に細かく何も載っておりませんので、過日、全員協議会のほうでお願いしましたとおり、その答えがあっているか、間違っているか、再度確認されていることもあろうかなと思います。だから、もうその答弁はこれからはできなくなりますので、その辺を承知の上、御質問をお願いしたいと、そのように思います。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今、一応質問の項目のことで言われました。それはきちっとしたものを用意したほうが、

もちろん準備も十分にできると思います。私自身も確かに項目だけの提出をしていますので、答弁が不十分になるということは重々理解しております。今後は、そういったことがないように事前の準備もしっかりさせていただきまして、きちっとした一般質問通告をさせていただきます。

それでは、河川については、やはり川の多いまちということで、まちの中にも川が走っていますし、やはり大事な問題だと思います。これからも河川の安全対策、しっかりしていただきたいと思います。

それでは、次の3番目の質問に移らせていただきます。

笠置山の一部土砂崩れについて質問をいたしたいと思います。

さきの大雪で、笠置山の一部が土砂崩れで一時通行不可能となりました。こうした土砂崩れの危険というのは、笠置山でほかはないのか。その危険や安全性について、どのような状況確認や把握をされているのか、お聞きをしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。

先日の大雪で、京都府が管理しています笠置公園線ですけれども、笠置山に登る道ですけれども、倒木のために通行止め期間が長くなって住民の方に大変御迷惑をおかけしたということで、京都府からのほうもその旨おわびをということで聞いております。

ほかに危険性ということでの御質問ですけれども、京都府では、道路につきましては、先ほどの河川ではなしに、基本的には毎日、車を用いまして道路のパトロールをしています。ただ、笠置公園線だけではなしに、やっぱり山合いにある道路というのは、上のほうから落ちてくる石や木というのは、なかなか事前に把握することはできないということでございます。先ほどもちょっと申しましたけれども、例えば枯れている木なんかがありまして、それがもう近日中には落ちてくるんじゃないかというような、そういうものがありましたら事前に把握できるかもしれませんけれども、なかなかこの前のような雪の倒木というのは事前に把握できないということで、先ほどちょっと申しましたけれども、京都府におきましても、そういう何か情報、例えばここが危険ではないかというような情報ありましたら教えていただきたいということを聞いております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

危険性の問題についてなんですけれども、事前に把握するのはなかなか難しいということ

でした。しかし、竹やぶであれば、例えばですけれども、雪で折れやすいということもあります。それから、ここは危険ではないかという箇所も、事前に見ただけでもわかる場所もあるかと思うんですけれども、以前からの話ですと、個人所有のところは、やはり道路にかかったりしない限りはなかなか対応できないということでした。

しかし、やはり安全、命にかかわってくることでありますので、どうしても危険じゃないかと事前に把握できるようなおところについては、所有者の方に事前に話に行って、ちょっと切らせていただきたいとか、対応させていただきたいというお話を今後はちょっと見当して考えていかないといけないのではないかとこのように思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、倒木の話がメインかなと思うんですけれども、町におきましても、町道に関係する道路の際にある木につきましては、やっぱり傾いてきたりして危ないというようなところ、以前からも御指摘も受けたところもございまして、それにつきましては、所有者を調べまして連絡させていただいて、切ってもらえるように。また、どうしても切ってもらえないときは、町で切れる場合があるかどうかという、そういうことは事前に土地の所有者に確認しております。

京都府におきましても、所有者の了解が得られたところにつきましては、国道端など竹とか木を事前に切っているところがあるというふうに聞いております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

これまでの答弁だと、なかなか対応は難しいという答弁でしたけれども、今のだと、事前に危険だといいただいて所有者の方にお話をしたこともあるということでした。今後はその点についてもっと強化していただいて、やはり明らかに危険ではないかと判断されるようなところについては事前に対応を打っていただくように求めたいと思います。

それから、今回の笠置山の大雪の土砂の一部崩れの件なんですけれども、起きてからは、通行どめというか、そういう対応をしたということでしたけれども、やはり事前に、大雪や大雨があったときに、例えば注意喚起をする。住んでおられる方は仕方ないと思うんですけれども、例えば観光客、多分入らなかつたとは思いますが、事前にそういった注意喚起であるとか、今回のこのことで実際に土砂崩れが起きていましたから、そういう安全の対策、何らかの対策が考えられると思うんですけれども、町としては今後こういった対応や

対策を考えておられるのか、その点をお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 先ほどから河川あるいは笠置山線の危険、安全性等について御質問をいただいております。

例えば雪で倒木があった、土砂崩れがあった。笠置町としましては、応急処置をさせていただきます。しかし、その管理者が国道の場合、国交省、国の管理であります。笠置山線の場合は府の管理であります。やはり管理者と打ち合わせをしながら町としては応急処置をしていく。そして、その後、どういったところが危険であるかということについては、京都府あるいは国交省にその要望を出していくという順序になっていくかと思えます。

今回の笠置山線の崩壊につきましても、町としては応急処置をさせていただいた。そして、横川の土砂等についても、管理はあくまでも京都府であります。京都府で管理をする。笠置町は、いざというときには応急処置をする。そういうふうに御理解をいただければと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

対策の主体というのは当然管理者だということは知っているんですけども、やはり町も住民の命とか安全とか暮らしを預かる場所ですので、あくまでもお考えをお聞きしたかったということなんですけれども、実際の対応は、どうしても要望していくといいますか、一緒に検討して協議していくことだと思います。

今後も、実際に土砂崩れが起きたということで、やはりここから教訓を引き出して、今後の安全対策、災害対策に生かしていくことが大事ではないかと思っています。その点を望んで、次の質問に移りたいと思います。

4点目に、循環バスの運行について質問をしたいと思えます。

循環バスの運行については、住民の方からも、運行の時間帯についての声もいただいているんですけども、町としては利用者の方の声、要望をどのように把握されているでしょうか。その点をお伺いします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 時刻表についてでございますけれども、どういうふうな形でということなんですけれども、住民の方から直接企画観光課のほうへお話をいただいたり、また、例えば小学校の保護者の方からの意見等につきましては直接伺ってきたこともございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

そうした声が届いているということですが、町のほうからも積極的に声をやはりつかんでいく必要もあるのではないかなと思います。例えば、なかなか人員的な厳しさはあると思うんですけれども、職員がバスに乗り込んで御利用者の方にお話や困り事を聞く。そういったやり方もあると思うんですけれども、そうした声を積極的につかんでいくということについてはどのように今後お考えでしょうか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 今現在も、職員ではないんですけれども、運転手の方に、いろいろ乗車数とか住民からの意見等も伺っていただいております。そして、運転手のほうからも私どものほうへそういった意見も、運転手が聞いた意見ですけれども、そういったことも私どものほうに届いております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

以前に具体的にバスの時間について要望いただいた件をお話ししに行ったときに、時刻の見直しは基本的にJRの時刻の見直しのときにすると、それ以外はしませんということでした。しかし、実際には利用状況というのは、大きく変わることは少ないと思いますけれども、やはり利用状況に応じたり、生活サイクルが変化したことによって、利用状況も変わることもあると思います。もう少しきめ細かい時刻の見直しも必要かと思うんですけれども。

それで具体的に要望いただいている件が2件ありまして、1つは有市のほうなんですけれども、土日祝日は15時の二、三十分ごろで有市口でとまってしまうと。もっと坂のほう、向阪まで上がってほしいという要望をいただいています。それは、利用者もお年寄りですので、坂がやはりしんどいということがあると思うんです。やはりもう少し時刻を延ばしていただいて、坂を上っていただけないかと。

さらに、もう一つの声は、子供さんがJRで通学しているという件なんですけれども、町のバスがあるけれども、7時ぐらいの時間がないということで、仕事をしているとどうしても難しいと。やはり通勤という点は前は対応していただくというふうにお話は聞いたんですけれども、もう少し通学についても時間帯を見直せないか。この点についてはいかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 向阪のほうまでという要望をいただいているということですが、今回JRの時刻については笠置発着について改正がないということをしてJRのほうから伺っております。そういったところで、循環バスについても、これまでJRの時刻を含めた中で時刻表をつくってきたものですから、さほど大きくは変わらないと思うんですけども、今おっしゃっていただいた中で、向阪へ一日の間に何便か抜けているところがございますけれども、私どものほうもその意見は直接聞いておるので、今回その辺も含めて検討しております。

それから、時刻をもう少し遅くまでということだったと思うんですけども、これまで、乗客が少ない、空のバスを走らすよりも便を少なくせよといった意見も多々聞いております。そういった中で、今のところ今の時間以降の便につきましては考えておりませんので。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

もちろん時刻の見直しについては、一番大事なのは利用者の方や住民の方の声だと思えます。やはり住民の方の声もお聞きしながら、時刻についてはまた見直しを検討していただきたいと思えます。

それでは、最後の5番目の質問に移りたいと思えます。

移動の支援についての質問をしたいと思えます。

特に、買い物とか病院などで外出する際の交通費が大変だと、何とか移動の支援をしてくれないかという声をたくさんいただいているんですけども、さきの2014年度の予算では、JRの運賃の助成事業、年12回していたものから6回に減らしたと。平成24年度の決算額では、このJRの運賃の補助の額は47万5,000円ほどだとお聞きをしています。ところが、平成26年度の予算では29万と、恐らく実績より下回った額に減らしてしまったと思うんですけども、こうした移動の支援をしてほしいという声にちょっと逆行しているんじゃないかなというふうには思うんですけども、今、笠置町において、そうした買い物であるとか、病院であるとか、交通に対して、どのような支援とか補助の政策を行っているでしょうか。その点をお聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

移動支援ということで、町の施策はどういうものを行っているかという前に、JRの鉄道運

賃補助について、それが移動支援に当たるかどうかというのもちよっと協議が必要かなというふうには思いますけれども、まず行政で移動支援をしている事業はメインとしても1つになります。近畿運輸局の、今は届け出になってはいますが、社会福祉協議会が実施主体になっております外出支援サービス、福祉有償運送ということで、一定の利用料、定額の1割、あと9割を町が負担している事業でございますが、外出支援サービス、これは、原則という言い方はちょっと語弊が生じますので、もう言い切りますけれども、通院に限らせていただいております。要件も一定の要件、要支援者、要介護者、一定の障害以上の方というふうな要件を設けまして、外出支援サービスを実施をさせていただいております。

それから、買い物という表現ございましたので、若干触れさせていただきますと、これも、移動支援に当たるのかどうかというのはまたちょっと別次元なんでございますが、軽度生活支援事業ということで、買い物だけに限らず、家事、庭の草引き等々の事業を実施してございます。これも一緒に買い物に行くのに、ちょっと手伝ってとか、ちょっとこれを買ってきてとかいうふうなことにも使える事業でございます。

あとは、障害者の事業として、これも当然要件はございますが、定額の1割の負担で移動支援を介助する制度がございます。

行政としては、以上の面が関連の事業になろうかと思っております。それ以外は、やはり地域のコミュニティー等々での手助けをお願いしているという現状になるかと思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

私自身は、こうした実際に行っているサービスの対象の拡大であるとか強化をお願いしたいということがあります。

それから、実際にお聞きした声があるんですけども、例えば外出するのにタクシーを使うとやはり高いということで、なるべく循環バスなどを使ってお金がかからないようにしている。でも、やはり年金のことが本当に声として大きいんです。やはり削減されて困ると。だけでも出ていくお金は大きいということで、やはり移動についても、お年寄りだと、アンケートをとりまして一定声としていただいているんですけども、マイカーがない方であるとか、息子さん、娘さんに車で送っていただいている方はまだいいんですけども、そういうこともない方というのは、なかなか移動自体にお金がかかったり、そういう問題があると思うんです。

私自身も、まだまだこの問題については住民の方の声を十分に聞けているとは思えない段階ですので、さらにお聞きをして、さらにどういう政策をしていただいたら効果的かということも踏まえて、また今後要望していきたいと思います。以上で本日の質問を終わります。

議長（西岡良祐君） これより暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時04分

再 開 午後1時00分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

続きまして、3番議員、大倉博君の発言を許します。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

午前中にも他の議員からありましたけれども、町道笠置山線と府道笠置山線について質問いたします。

まず、今回の意見で、先ほどありましたけれども、崖崩れというか、これは住民の方からいただいた、ちょっと見にくいですがけれども、私は前に議会するときにも質問しましたけれども、ここがやっぱり一番危ないところなんです。ここは左側、山側が岩盤になって、岩盤の上にこれぐらい薄い土しかなくて、木の根が張らないんです。それが今回倒れてきているわけです。そして、こちら側、谷側のところにはガードレール、ここはやっぱりつけてほしいと、前にも課長にも要望したし、山城土木にも行っております。そして、府道笠置山線、できたらガードレールを全部つけてほしいと。前回質問したとき要望させていただいたおかげで、2カ所つけていただいております。住民の方に聞くと、やっぱり安心感があるとおっしゃっていただいております。これも課長のおかげだと思います。私も土木事務所へ行ってお礼を言ってきました。

それはさておき、町道笠置山線ができておれば、山城土木とお話ししたんですけども、ここがやっぱり工事がもうできない。生活道路と観光道路ですので、ここが通行どめができないと。もし町道笠置山線ができておれば、ちょっと遠回りになるけれども、ここの擁壁をできるんじゃないかと私が言ったんですけども、そのとおりというか、そのことをおっしゃったんですけども、だからもう一つ、よしやさんから下って、赤血谷の上ったところと2カ所、ガードレールをとりあえずつけてほしいと要望しておきました。要望していただいていますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 今の御質問ですけれども、ガードレール、全線にわたりまして、

まだ抜けているところがたくさんあります。これにつきましては、もちろん町からも要望していますし、毎年ございます京都府の府民公募型安心・安全整備事業というのがあるんですけども、それにつきましては、ここ何年も続けて地元の方から、また区長さんからも要望していただいております。

御指摘の場所につきましても、もう以前から懸案事項の場所でございますので、京都府のほうにはずっと強く要望しているんですけども、先ほどおっしゃいましたように幅員も狭くて、また山が迫っている。片方が谷になっている。そこにガードレールを普通の状態につけますとマイクロバスも通れないような状況になります。うちのほうもそういう要望をしているんですけども、そういう状況でなかなかできないという答えは聞いておりますが、ちょっと工法を変えることで、マイクロバスぐらいは何とか通れるような工法がないかと、もう一回検討してもらえへんやろうかということで京都府には今要望しているところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今回の雪で、ここだけでなく、今、通行はできないんですけども、旧163、要するに七曲がりですね、御存じだと思いうんですけども、突き破って久しぶりに大きな岩がたくさん落ちております。それは参考に、知っておられますね。いや、通告していないからあれだけでも、それは結構ですよ。とにかく見ておいてください。前に岩が落ちているところの横に、もう網が張っているところにどさっと大きな岩が落ちております。それはほんまに大きな岩ですわ。それはもう結構です、時間の都合で。

そこで、先ほど言ったように、この関係、コンクリートをしたらいいじゃないかと。何か生活道路で、できないと。それじゃ、町道ができておったら、柳生線ですね。だから遠回りに一時期なるけれども、工事が可能になるんですよ。したがって、今からその町道の関係を質問いたします。

私は、一応これは何でこんなにおくれているのかということをいろいろ調べました。調べた結果、大体平成14年、15年ぐらいから、議事録も平成15年からずっと精査させていただきました。そして、実際に工事が始まったのが、前にも見ていただいたように、これ18年度から工事に入っています。それまでは文化財とかその辺をやっておられます。文化財とかですね、それが平成17年です。いわゆる時系列でこの町道を見てみますと、大体平成14年の調査で、要するに3種4級、いわゆる2車線道路ということで補助金を申請され

ております。そして、平成16年の議事録を読みますと、2つのネックがあると。土地の問題と文化財があるから、現状変更が大変だということが載っております。

ここで、午前中にありましたけれども、保安林の解除が抜けておるんですよ、16年の申請のときに、議事録見てみますと。それで、土地の所有者は町内が4人、町外が3人。これも当時見ましたら、高いか安いかわかりませんが、山で1坪1万2,000円となっております。それで、平成16年6月の時点で8,000万円ついております。もう細かいことを言いません、時間の都合上。そして、17年10月から文化財の発掘がされたわけです。

それで、私も歴史が好きなので、講演とかいろいろ聞きに行きました。現地にも何度か足を運びました。そして17年、いよいよ18年度から始まったわけです。24年度、先ほどもありましたけれども、7年たって進捗率が61%やったかな、たしか。私が見たら、それまで行っていないと思うんですけども、61%でいいでしょう。そういう話だったんだけれども。

だから、この前から質問していますように、これは24年で、25年度の入札、今、まだですか。この前聞いたとき、まだとおっしゃったけれども。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 25年度から26年度に繰り越す分の入札につきましては、昨日実施いたしました。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 昨日実施ですか。幾らですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 税込み価格ですけども、落札額が2,768万2,560円になります。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今、2,768万ということですけども、私も何回か、この町道笠置山線、質問していますけれども、今までは何や人が足らんとか、いろんなことでできないとおっしゃったけれども、今度の箇所はどのあたりをされる予定なんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 場所は、御存じかと思えますけれども、埋文調査を2カ所やっ

ております。つづら折りのようにぐるぐるっと回る場所です。そこの部分につきましては、もう下の盛り土は行っておりますので、その上の山側のほうですね、そちらのほうのブロック積みを実施する予定です。約50メートルです。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

そこには保安林はないんですか。保安林は、たしか柳生から来る側と、今やろうとしているような近くに保安林があると聞いていますが、どうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの質問ですけれども、おっしゃるとおり柳生側のほうにあります。それと一部、今回するところのもうちょっと先なんですけれども、最後のカーブのあたりに小さいものが1つあります。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それで、何でこの工事がおくれているか。7年も8年も、事業設計からもう10年たっておるんですけれども、工事をやる場合には、どこでもそうなんやけれども、いつまでに完成か。例えば大河原のトンネルなんかでも27年度に完成予定、木津川に今かかる橋も29年度に完成予定。だから幾らの工事予算で、いつに、こういうところで何でこれだけ時間がかかっているのかと本当に心配というか。私が心配していたのは、やはり保安林の解除がなされていないということです。

それで、先日、3月の上旬、先ほど言った府道の笠置山線のところに、木津の山城南土木事務所へ行きました。いろいろ府道の関係で要望なりしてきました。そのついでに、保安林の解除にはどうしたらいいんですかとお聞きしたら、これは宇治の先ほどの緑の環境推進室かな、何かそういうところでやっていると。私から一遍担当者に電話しておきますからとおっしゃって、私、ほんで帰って、その担当者の方に電話入れたんですよ。そうすると、五、六年前に申請もらったのを、ところが、町に返したけれども、それ以降はナシのつぶて、要するに工事の予算がつかんのかなとか、いろいろ心配されておりました。そして、明るる日にアポイントとって宇治の土木事務所に行って、この紙を、保安林解除事務フロー図というのをもうて、説明を受けました。そうすると、今、19年6月から12月にやったのが、これはまだ事前レベルの事務レベルの要するに相談だけであって、本来ここの工事、先ほど6カ月と言うてはりましたけれども、6カ月以上かかりますわ。まだ事前レベルの段階です

ね、事前相談という形で、ここでストップしているわけです。19年6月に町から出して、19年2月、その文書、ありますか。12月の。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、今、文書、ここにはありませんけれども、私のほうには持っております。

それからずっと放っているわけではございません。話といたしましては、その途中に協議ができるような話はしておりますが、先ほど申しましたように、いろんなほかの仕事に追われまして、なかなかできなかったというのが現状でございます。大倉議員がいろいろ、土木事務所、また京都府の山城広域振興局の森づくり推進室のほうへ行って、いろんな情報をお聞きされているということも、こちらも聞いていますし、昨日も私が振興局のほうへ行って、今後の話をある程度詰められるようにということでした。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

私が、たしか宇治へ行ったのは3月の中旬だったと思うんですけれども、そのときにも町から、この12月以降、ナシのつぶてと確におっしゃいました。その方はたしか平成20年ごろ異動して来られて、引き継ぎを受けているけれども、12月以降、これは書類を返したけれども、ナシのつぶて。先ほど言いましたように、これはまだ事務レベルの段階です。ほんまの文書がまだ、向こうに行っても、これから林野庁とか国とかに出さんなんいろんな文書が全然出されていないんです。何でこれは今まで放っておいたんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 事務レベルのこととおっしゃいましたけれども、事務レベルといたしても、林野庁とか、そちらのほうにも話はして、協議はしていただいています。先ほど申しましたように、また同じことになるかと思っておりますけれども、ほかの事業、いろいろありまして、なかなか途中では話はできても文書としてまだできませんでした。それが現状です。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それで、今、事前ですけれども、ここから以降、解除申請書類とか、もうできて出す予定をされているんですか。事前のはどうでもいいんですよ、ここの以降の分。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 昨日もちよっとお話をしてきましたけれども、指摘されたところ、それとその辺の修正につきましては、ほぼ直っています。ただ、もう一度、担当者も変わられていますので、その辺確認していただいて、近日中に出せるような段取りをしております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それで、きのう行かれたそうですけれども、保安林の解除の見通しはどうか。先ほど6カ月とか、ここでも6カ月以上恐らくかかると思うんだけど、その見通しというか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 6カ月かかるというのは前からも聞いておりますし、見通しといたしましても、受理してから6カ月ということは聞いています。ですから、まず受理できる状態に早急に持っていくということでお話はしております。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） ついでにこのパンフレットももうてきましたんですけれども、保安林の解除の指定というのは2点があって、要するに人家や集落が移動とか指定が解除したときとか、それで今、この2点目は保安林内で公共性の高い道路を建設する必要がある場合とあるわけですね。だから、それは該当するかどうか、私にはわかりません、それに該当するんでしょう。だから、先ほど言いましたように、あんたの責任ではないかもわからんけれども、最初の設計のときに、言ったように文化財と土地だけじゃなしに保安林の解除もそこに入れとかなあかんと。工事が18年に始まってから、19年に解除の申請を出すという、こんないいかげんな工事の進め方、だからこれだけ時間がかかっているんですよ。だから毎年繰り返し繰り返しで予算をやっている状況になっておると違いませんか。それを心配するんですよ。どうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 今の質問ですけれども、当初の埋蔵文化財、また設計の時点で、そこまで見通してやっていくというのが本来の形やったかと思います。今から思いますに、そのときにすぐにそういう手続をできるような、例えばコンサルタントに委託していますので、その時点でやれたら一番よかったと思いますが、何分私がやっておりましたので、そういう状況になってしまいました。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 本当に、いかにずさんに、ずさんと言ったら悪いけれども、やってこられた事業なのか。こんな大きな、3億も今かかっているんですよ。今後、幾らかかるかわかりませんが、既に3億ほど使っているわけですよ。

先ほど言いましたように、事業というのは、やはりいつまでのスパンで完成予定で、幾ら予算がかかって、どこからどこは今年度にとるかという、そういう工程表はお持ちですか。なければ、今後、工程表をつくってください、いつ完成させるという。今までは言うたら来年度どうのこうのとかいう答弁でしたけれども、やはり工程表をつくって、いつ完成させるかというのが大事なんですよ。これだけ10年以上こんなに工事かかって、そんなことはないですよ。どうですか、工程表。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 工程表につきましては、現時点から最終までの分はまだできておりませんが、残りの金額、26年分を全部消化した残りが今8,600万円と見ておりますので、一番最初の午前中のときに申しましたように、残り8,600万円の工事というのは、今までやってきたちょっと特殊な分、盛り土の分が多くありましたので、最後の切り土、盛り土になるかと思えます。それと上部の舗装のあたりになるかと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） いや、先ほど25年、26年の予算は聞きましたけれども、いつ完成させるという工程表をできますかという話を言うているんですよ。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 残りの8,600万円の金額を27年で全ていけるかというのはちょっとわかりませんが、それが使えましたら、27年度、また、それと舗装を入れて28年度に出てきますけれども、それで全部完成する予定になっています。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それじゃ、28年度にできる今からの工程表をつくって見せてください、あくまでも予定という。こんなこといつまでもやっていたら、本当によその町の人も笑いますよ。生活道路とか、真剣に生活されて観光道路をされている方にとっては、先ほど言った雪で通行どめになったら、違う道路ができておったら、そこから回れるわけですよ。だから、そういったことも考えて、早急に工程表をつくってお示してください。どうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 工程表をつくってお示しできるようにいたします。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

町長、今の質問なり答弁を聞かれていかがですか。いかに平成19年12月から保安林の解除を放ったらかしてと言うたら、そうなんですよ。私らはほんまに宇治にこの前3月上旬も行って、それまで全然町がナシのつぶてということをおっしゃった。その方は間違っていないと思うんですよ。ほんでこの資料をいただいたんですよ。それに対して、町長、責任をどう感じておられますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをさせていただきます。

やはり今まで工事がおくれているということにつきましては重々責任を感じております。

それと、保安林というのは、その工程、いわゆる計画の中に上がっているのは当初からわかっていたはずであります。ところが、私、最初、この工事のおくれの原因になったのは、文化財の調査云々でおくれたということを聞いておりました。その後、保安林の解除については、いろいろ各議員のほうから御指摘をいただいて、担当者がその業務に当たっているわけですが、しかし、今、大倉議員のお話にもありましたとおり、おくれているとするならば、早急に事業を進めるように、そして保安林の解除に向かって進んで、工事を一刻も完成できるような努力をするように、担当者にこれから指示をしまいたします。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今、文化財とおっしゃったけれども、文化財は予定どおりに発掘を17年10月からやって、こういう資料もできて、それから現地調査をやられたときにも説明会を聞きに行きました。この前の最初の議会のときにそんな写真もお見せしたと思います。何も文化財はおくれないんですよ。今言うたように、その後の工事が始まってから保安林の解除・指定を出すというのは、本当にいかなものかということ言って、早くその工程表をつくって事業を進めてもらうように願うだけです。保安林の解除は、恐らく半年では無理でしょう。この件については、これで終わります。

次に、いろいろあるんですけれども、時間の都合上、先にいろいろあちこち飛ぶかもわかりませんが、通告を出していますように、副町長人事と参事の件なんですけれども、もう1年余り、1年三月ですか、副町長がおられないんですけれども。だから、できたら前

は欲しいとおっしゃっていましたが、今でもその考えですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 副町長は欲しいと思っております。考えは変わりません。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 前に、副町長がおられないときには参事職を置かれたらどうですかという
うことを、ほんなら検討するということだったんですけれども、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

今度の機構改革をやります。4月1日から、その機構改革の中で参事職を置きます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

参事を置くということなんですけれども、副町長が空席の場合は、以前、町長は、ナンバー
ツーツーは誰ですかとお聞きしたら、各課長とおっしゃいました。どうですか。今でもそうで
すか。4月以降は別ですよ、参事を置くから。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ナンバーツーツーは各課の課長です。変わりありません。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 町長、そうじゃないんですよ。地方自治法の152条に、長がおられな
いときの職務代理、副町長もおられないときの職務代理、これが町長、例規集に、これは差
しかえされて初めて見たんですけれども、笠置町の職務代理者を定める規則、これが25年
3月にできておるんです、1年前に。私もこれを見てびっくりしたんですけれども、ナンバ
ーツーツーは総務財政課長なんですよ。それと、その下の課長は、地方自治法を見ていましたら、
給与の高い人から順番とか、いろいろ書かれております。

そうなんですよ。町長、これは自分で規則つくって判こを押しておられるのと違いますの。

ナンバーツーツーは、この時点で既にもう総務財政課長なんですよ。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 規定上のこともあるかと思えます。各担当課の課長は、それぞれの課を
代表してのことですので、私は一律の感じで対等の形で課長を見ております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それじゃ、去年3月に何でこの規則を、地方自治法の第152条かね、

長の職務代理という形でつくられたんですか。

それじゃ、ほかの質問をします。結構です。

やはり、参事は4月から、私も参事を置いたらいいかなと思っておったけれども、ある首長さんに聞くと、参事はやっぱり職員であるから、本来なら副町長が欲しいとおっしゃいました。それは給与も確かに1,000万か何ぼか要るかもわかりません。やはり町としては、本当は副町長がおられたほうがいいと思います。

というのは、一つの例ですけれども、この例規集を見ていると、一番大事なことは、笠置町課長等事務専決規程というのがあるんですね。そうすると、そこに副町長がやる専決処分、事細かく書かれております。それから参事がやる専決処分、課長がやる専決処分、それは物すごく多くあるんですよ、別表に載っているんですよ。だから、本当に副町長、今度参事置かれるということですから、参事がその分を見ることになりますけれども、やっぱり副町長というのは大事なことなんですよ。だから、どうですか。やはり置きたいという努力はされているんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 副町長の選任について努力をしているか。私は最初から努力はしております。努力はしているんですが、最初、私がお願いをした副町長については、議会で事前にやはりどうかということでしたので、本人に取り下げをしてもらいました。

ところが、その後の努力についても、私は振興局長なりにいろいろ御相談を申し上げながらやっています。副局長のほうにも相談に乗ってもらっているんですが、私は、やはり人事の話ですので、できれば役所内の業務に精通した人が一番ベターであろうという指導のもとに今まで探してまいりましたが、見つかりませんでした。参事職については了解をいただきましたので、参事職でスタートするということでありまして。今まで努力を怠ったということは、私は一切考えておりません。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

残りもうあと10分しかないそうですけれども、次に、町長の報酬の減額。これは、私が最初に、我々が1万円ずつ下げて、そのときに、町長は我々が下げたら下げますとおっしゃった。その後、審議会がどうのこうのとか、横の3カ町村の並びもあるとか、いろいろおっしゃった。

そんなことどうでもいいんですよ。下げる場合は、例えば城陽市が今度、ここは240億

ぐらいの予算かな。そのうちに、どういうわけか知りませんが、市長の給料を10%削減、副市長は7%削減するとあるんですよ。審議会とおっしゃったけれども、我々も下げるときは本来なら審議会にかけないかんのですよ、この条例でいくと。町長も我々も審議会にかけないかん、報酬を変える場合は。我々は関係なしに下げているんですよ。どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

今、大倉議員のおっしゃったとおり、私の報酬については報酬審議会で議論をいただければということも申し上げましたし、やはり以前にも、当初私は10%の減額をいたしておりまして、副町長は7%の減額をいたしました。その中で、やはり近隣の首長との関係も確かにございます。そういったことを含めて、いろいろ検討してまいりました。実際に今年度の予算を組むときにも、その検討を担当課といたしました。

しかし、やはり今の段階になって私が給料を下げると、私個人のことに別にはやささかではないんですが、それに及ぼす影響も少なからずあるのも事実であります。それは前にも御説明申し上げたと思います。

その中で、私は、これから、じゃ、どうすればいいのかなということで、いろいろ検討してまいりました。過去にも議員の中から町長の給料を下げよという話もございました。大倉議員が現在2人目でございます。私は、以前にもお答えをさせていただいたんですが、仕事で給与の減額分を返させていただきますということで答弁をさせていただきました。

私の給料が何をもちって高いのか、何をもちって下げなければいけないのか、そういったこともやはり議論の対象になるべきであろうと思います。私は今まで副町長を置かずに一人で頑張ってきた、これは当たり前話であります。だから給料を下げないということにはならないと思います。が、しかし、私は私なりに懸命な努力をしてまいりました。その中で、先ほども、おまえが努力を怠ったのではないかということをおっしゃったんですが、私なりに一生懸命に努力をしてまいりました、その結果であります。これからも、やはり何か事あるごとにそういったことが言われるでありましようけれども、私は懸命な仕事でその職務を果たしてまいりたいと考えております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

我々、去年の4月から今年度3月まで減額になった金額、いわゆる共済費とかいろいろ含

めて256万円が、言うたら町が助かっているというか、これは子供の医療費の単独事業を捻出するときにどうかということで下げたんですけれども、トータル256万円の削減になっているんですよ。これは今年度の予算書を見て計算したらそうなるんですよ、共済費とかいろいろ見た場合。

だから、町長も、今回、町民に、昔、橋下知事が、今は市長選があつてあんなことになっていますけれども、何であれだけ人気があつたかというのは、職員にも負担をかけ、自分も負担をかけ、そして府民にも負担をかけるということをやったから、人気があつたんですよ。

町長、今回、ちょっとそれとニュアンスが同じかわかりませんが、先ほどから出ております老人手当を、たかがというたら言い方はどうかわかりませんが、2,000円下げて、それから鉄道運賃も1年間分を半年分に下げて、それだけ町民に負担をかけるんだったら、自分もそういうことをやるということをやらないと、町民は文句たらたらおっしゃるだけです。町長みずから、町の職員は、ラスパイ、今何ぼか今知りませんが、当時80何%やったと思うんです。

どうですか、町長、そういう考え方。そういった意味でも、やっぱり町長みずから襟を正さなあかんと違いますか。町民に負担をかけて自分はそのままで置いておくというのも、私は一つの——確かに、だんだん下げていった場合には町長の月給がどんどんなくなるという理論になってきますけれども——そういう考え方もどうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私に襟を正せとおっしゃいました。私は別に不正を働いているわけでも何でもありません。私はどの襟を正せばいいのか理解しかねる部分があります。やはり条例にのっとった形の給料をいただいているだけです。その給料は、大倉議員も御存じのとおり、各市町村と比べても最低の水準にあるのも事実であります。

こういったことを考える中で、担当者といろいろ協議をしてみましたが、条例の改正等が必要となってくるようであります。できることなら私も下げた中でやっていきたいなと思うんですが、制約というんですか、いろんなことが絡んでまいります。

私の給料と、それから職員の給与とは、私は全く関係はないと考えております。職員の給料については、ラスパイが一番低い町でありますので、できることならよそ並みに上げていきたいと考えているところであります。それと私の給料とは関係ないということだけ申しておきます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 現時点では、もう下げないということですね。それでいいんですね。この問題は、もう時間もあれなので、次にいきたいと思います。

小学校問題ですけれども、町長は、以前質問したときに、町には1つあんなあかんという。ただ、どういった理由で残さなあかんのですか、その理由を聞かせてください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私は、学校というのは一つの象徴であろうと思っています。やはり我々も笠置の小学校を卒業し、笠置小学校をもとに教育を終えてまいりましたし、やはり一人前になっても笠置の小学校というのは私たちにとっての心のふるさとではないかなと、そんなふうに思います。

一つの自治体に学校の一つもないというところは、恐らくないであろうと思います。笠置の小学校の人数が減ったから、笠置の小学校をなくしていいのか。私は、そうではないだろう、やはりできる限り、でき得る限りの努力はしながら、笠置の小学校の存続に向けて進んでいきたい。問題は、これからのまちの活性化にかかっているのではないか。やはり子供の数が少ないということは、若者の定住がないということでもあります。そういったことも含めて、それもこれからの行政の大きな責務の一つであろうと思います。やはり今、学校をなくすということは、私の考えでは、あってはならないと考えているところであります。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

ことしも12人の方が卒業されました。去年が13人、いよいよ来年度からは4人、5人の卒業生になって、来年度、4月入学は4人と聞いております。トータルが27人ですね。だから、来年度の卒業は今のところ4人、その次も4人、真ん中が5人ずつで、今度入って4人。そういう状況の本当に1クラス4人、5人のクラスなんです。これで団体競技とか、子供というのは小さいときにいろんな人と学んで、子供同士がやっぱり学ぶんです。

私は、先ほど町バスの話もありました、町バスにも時たま乗るときあるんですけども、子供さんに聞いたときに、「学校は楽しいか」、「うん、楽しい」「ただ、友達が欲しい」。これが脳裏にほんまにあります。私も子供がいないですけども、できたら大きなところ、今は州見台とか木津川市とか、いろんな格差ができています。人数の多い少ないの格差が物すごい今できておるんです。だから、できれば、とりあえず大河原の小学校と統合してやっていただければいいんじゃないかと思うんですけども、本当に、今おっしゃったように象徴とか心のふるさと、そんなことを言っていたら、今の時代の小学校、私も先日、近鉄奈良

線に乗ったときに、私学の子、本当に帽子も制服も、ランドセルも重たいのを提げて、それからザックに入れて、奈良から大阪に帰っているんですよ。そのときにやっぱり一生懸命電車の中でも勉強の本を開いて、それも2・3年生の子ですわ。

だから、本当に学ぶというか、そういういうことが大切。これからのグローバルの時代に、こんなことでいいのかなという疑問。できれば、この前、65歳以上の方にアンケート用紙を配られて、私も出しましたけれども、そのように一遍、町長、前から言っていますように、この町をどうするかとか、いろんなことを小学校も含めて町民全部にアンケート調査というのをやられたらいかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 笠置の小学校、子供の数が少なくなった。少なくなったから、その弊害が大きいんだということをおっしゃっておられます。

私は、小規模は小規模校なりの学習をやっておりますし、問題は、やはり団体競技、団体生活というところで問題になってこようかとも思います。それは、やはり連合教育委員会という一つの大きな組織の中での笠置の小学校であります。連合教育委員会の中で、やはり小規模校なりの学習、そしてそれなりの和東、南山城村との連携をとった中での教育を私はされていると感じております。

私の孫が今度小学校5年になります、
「よその学校へ行きたいか」と聞きましたら、
「いや、行きたくない」とはっきり答えています。やはりそれは、少人数は少人数なりに、子供たちの連携、そして心が結びついているということのあかしではないかな、私はそんなふうに思います。学習力、学力が落ちているわけでも何でもないと思います。問題は集団生活の中でのことであります。逆にマン・ツー・マンの教育ができるという点では、私は、学力が向上しているのではないかな、そんなふうにも思っています。

大倉議員おっしゃるように、確かに子供の数は少なくなってまいりました。少なくなってきたから、南山城の小学校と統合したらどうや。違う自治体の学校であります。違う自治体の学校が、ここで、それじゃ、村の学校と統合するわというわけにはいかないと思います。やはり大きな問題もそこにかかってくるであろう。学校の統合というのはそんな簡単なものではない。木津川市のように当尾小学校が加茂小学校と統合したのと意味が違います。そういったことも含めて、私はでき得る限り笠置の小学校を存続していきたい。今のところアンケートをとる予定もございません。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

町長、次の町長選に出られるかどうか、あと2年ですよ。あんたのかたくななことで、本当に大切な子供を。本当に大切ですよ。私はほんで子供を心配するんですよ。だから、笠置小学校のときにでも、終わってから公文とかあちこち行かれている方もあると聞いております。だから本当に、それは授業のレベルはわかりませんが、我々には。できたらやはり統合してもらいたいという。それはもう何ぼ議論をやったかであれですけども、やはり町長がうんとおっしゃったら、連合協議会でも議論ができるんですよ。だから、その議論の場にも町長はかたくなにだめだということと言うということ聞いております。この関係はもうこれで終わります。あともう二、三分しかないのです。

これも簡単に、もう時間がないので。前にも、いこいの館の関係で大分議論をして、指定管理者制度のことも言いました。これは府からも指導を受けておられると思います。いこいの館は3年間の間にもうやりなさいと。自治振興課からを受けておられるということ私もその方に聞いております。もう細かいことは言いません。どうですか、指定管理者制度導入予定は。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま大倉議員のほうから指定管理者制度の条例をせいという部分での質問をいただきました。

いこいの館だけじゃなしに、公の施設でございますので、その部分を踏まえて、現在準備を進めているところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

準備という、いつごろ条例制定を議会提案される予定ですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 現在の準備状況で申し上げましたら、できれば平成26年度内、下期ぐらいにできたらいいかなと、そのように考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 私も26年度中にはぜひともやっていただきたいという意向を持っております。あと2年ですので、いこいの館が。

次に、時間がないので、職員の京都府の人事交流なんですけれども、これも前に言いましたけれども、人が足らんとか、いろいろおっしゃったけれども、やはり人事交流、来年度と

どうか、笠置町がもうそれは10年後、20年後、30年後はあるかどうかわかりませんが、
けれども、本当に今、職員を向こうにやったら、その職員もまた伸びて帰ってくるんですよ。
井の中のカワズでやっておいたらあきません。だからぜひとも人事交流をやったってください。
だめですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） やはり人事交流は必要かと思います。しかし、残念ながら今はその余裕
がないのも事実であります。職員は、いろいろな経験を積み重ねて大きくなっていくと思
います。必要かと思いますが、今のところその余力がないというのも事実でございますので、
その辺は御理解をいただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 大倉君、もう時間が終わり。

3番（大倉 博君） わかりました。時間がない。あと、いろいろまだ二、三点、観光の關係
とか質問予定をしていましたけれども、時間がないので、これで終わります。

議長（西岡良祐君） これより10分間休憩いたします。

休 憩 午後1時55分

再 開 午後2時04分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

続きまして、4番議員、西村典夫君の発言を許します。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

人口減少についてお聞きをします。

去年の12月、また、つい先日も新聞報道に、26年後、2040年には府下では南山城
村、伊根町、笠置町の人口は半減すると報道されました。笠置町では人口775人、高齢化
比率は50%を超え、役場の運営も困難になるだろうと言われております。手をこまねいて
はだめです。何をさしおいても人口減少にどう立ち向かうかが大きな課題です。町の総
合計画においても、平成33年にはおおむね人口1,400人とされておりますが、このま
までは目標を下回るのは確実であります。具体的な施策が必要です。

町長は、10年、20年後を考えると、必ず10年前、20年前を検証しなければい
けないと言われております。町長、そうですね。そうしますと、10年後、20年後の10年
前、20年前は今になります。そのとき危機感を持って対策を立てなければならないこと
になります。初めに、これらのことを踏まえて、人口減少に対する町長の見解をお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 西村議員にお答えをさせていただきます。

人口減少というのは、本当に歯どめのとまらない状況にあります。先ほども子供の数が極端に減ってきたということで話がございました。これは生産人口がいかに少ないかということをお話していると思います。やはり若者の定住化を図りながら、これからの活性化策を講じなければならないであろうと、そんなふうに思います。

10年前、20年前がどうであったかということの話も大事かと思えます。私は、今の過疎化そのものが、やはり10年前、20年前の行政の一つの方向が、間違っていたとは言いませんが、取り組みが少しおくれたのではないかなと、そんなふうにも考えております。

それはやはり我々に課せられた行政の責務であります。笠置町のあり方を、10年前、20年前を検証しながら、これからの活性化に向かって事業を進めてまいらなければならないと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

私は人口減少に立ち向かう施策として、アベノミクスの三本の矢ではありませんが、この問題にも三本の矢が必要と私は考えております。

1本目は、行政の子育て支援をさらに充実すること。2本目は、地域の人、物を動かして魅力を発信すること。3本目は、工業・産業の誘致、また興すことが必要と考えます。すぐできることはすぐにやり、中長期的に取り組むことも先送りせず、常に意識して取り組むことが必要と考えます。

1点目の子育て支援の拡充、これはすぐにできます。子供の医療費無料化を中学卒業まで拡充されました。さらなる子育て支援の施策が必要と考えます。限られた財源の中でも大きく子育て支援にシフトを変えていく必要があると考えます。具体的な施策の拡充について町長のお考えをお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 子育て支援の具体的なと申されましたが、我々が今まで取り組んでまいりました一つの方向に医療費の無料化もございます。それから、朝、一部にも出ておりました福祉関係で、子供の助成というんですか、そういったものを図っていく。それから、私は、これからの施策の中に、福祉の充実も大事でありましょうが、子育て支援というのは人口減の施策として大きく取り上げられていくであろうと考えております。国、府の動向を見ながら、町もそれに合わせた形の子育て支援を行ってまいりたいと思います。

やはり子育て支援とは、これからの我々自治体の大きな柱になってくるであろうと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 費用対効果も考えられて、父兄の方の要望や、タイムリーで笠置ならではのと思われるような施策の実施を要望いたしておきます。課長、よろしくお願いします。

2点目の地域の人や物を動かし、魅力ある資源を発信し、滞在型の観光客を呼び込み、さらにIターンにつなげていこうという取り組みであります。

これは、今年度に取り組みられたまちのええとこ探しにつながると思います。23日に最終のお披露目会がありました。町内外たくさんの人が来られ、熱気を感じました。特に町外の方の笠置への思いはすごいもので、物すごくありがたく思っております。ここでつくられた笠置をアピールする冊子、これはどのように今後活用されていくのか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 先日のお宝探し、あるいは笠置の「ええとこ」探しの打ち上げというんですか、お披露目の中で、町外の方からの率直な意見等を拝聴しておりますと、笠置町にはまだまだ魅力のあるところがたくさんあるんだなという感じを受けました。我々、地域に住んでおりますと、なかなかそのいいところが見つからない、足元を見つめることができないという、非常に身勝手な感じがするわけではありますが、一步目を外から見ていただきますと、笠置町の魅力はまだまだ捨てたものじゃないなという気がいたしております。

その中で、それぞれの地域の魅力が、ワークショップの中で指摘をいただきました。飛鳥路、東部、西部、北部、切山、南部、それぞれの地域で、それぞれの魅力を発見していただきました。この中で、やはり人の問題も笠置の魅力を感じながら、Iターンの方、1名でございしますが、あるということは、私は本当にうれしく思いました。この「ええとこ」探しの事業をやって本当によかったかなというところでございます。

まだまだ具体的にこれから話を進めていくわけでございますが、議員の皆さん方にもぜひ御協力を賜ればありがたいなと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今年度の事業は、この冊子づくりで終わりますが、引き続いてお宝活用事業として取り組まれていただきたいと思います。250万円の予算も立てられておるわけですが、どのような事業を展開していかれようとしているのか。また、この250万円というお金はどのような形で使われていこうとされているのか、あわせてお聞きをします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お宝探しにつきましては、予算的には単年度単年度となっておりますけれども、事業的には継続事業といった思いで取り組んでいます。それで、25年度でいろいろと見つけていただいたところ、そして、もう既に参加者からは、笠置ではこういったものができるのではないかとか、こういったことをやっていきたいというお声も聞いておりますし、先日の23日に参加者等からのアンケートをとった中でも、そういったことが書かれていました。ということで、今後につきましては、そういった内容を具体的に社会実験といいますか、そういったものを26年度で取り組んでいきたいと考えております。

それと、予算では250万のうち200万は、またスタジオ、業者委託、そして残りの50万円については、ワークショップとか社会実験等に係る消耗品というんですか、そういったことに使う予定で考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 250万については、200万がスタジオエルへの委託金ということで上げられていた。そういうことは予算上に載っていませんでしたので、どういう使い方をされるのかということを確認させていただきました。

当初予算のときにも提起をいたしました。地域おこしは、やっぱり地域の方々が中心となって進めていくのが理想だと思います。地域の資源、また伝承・伝統事業、またルーツなどを掘り起こして発信していただく。そういうことに対して補助をしていくことが、町全体として盛り上がっていくと考えます。地域主導型にシフトを変えていく、そういう思いも必要かと思いますが、その辺はどうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） これからの活性化事業、やはり地域の方の協力がなくてはならないと思います。今回の「ええとこ」探し、この事業につきましては町でまとめをさせていただきましたが、やはりこれからは住民中心の事業を立ち上げることができれば、私は理想ではないかなと考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） ぜひともそういう方向に考えていただきたいと思います。でき上がったそれぞれの地域の魅力を発信して、スタンプラリーなどで、まちじゅうを歩いて回っていただき、またいろんなものに触れていただき、滞在型の観光客の誘致、またIターンにつながっていく事業だと私は思っております。大いに期待をしておりますので、頑張ってください。

たいと思います。

3番目の産業を興し、また企業を誘致すること、これは中長期的に取り組まなければいけないものです。今、町長は公表はされておられませんので、この場で取り上げるのはどうかと考えましたが、既に町民の方は周知しておられ期待をされておりますので、お聞きをします。

切山地区の耕作放棄地にブドウ酒用のブドウを栽培する計画をお持ちで、調査もされているとお聞きをしております。私は、調査費なども予算計上されて公に取り組んでいただけたらと考えるのですが、町長、その辺はどうお考えなんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま西村議員のワイナリー云々でございますが、この事業は切山地域の耕作放棄地をいかに有効に利用していこうかというところから始まっております。やはり中心は、農業委員会が中心となった事業ということで、耕作放棄地の有効利用ということで、ブドウもワイナリーもその一つ。あと、いいものがあれば、そういった作物、あるいはこれからの笠置にとっての一番有効な作物は何かということの具体的なものにもう移行しているというんですか、だから具体的な作物を何にしようかというところで本格的に真剣に考えているところでございますが、今のところ、耕作放棄地にブドウをつくります、ワイナリーをつくります、ワイナリーで進みますという形のもの、まだ発表の段階ではございませんので、我々としましては発表はいたしておりませんが、これも一つの方法であろうと私は考えております。

その中で、今調査を行っておりますのは、気象条件ですとか、土壌調査ですとか、いろいろな調査の段階に入っております。この調査は、国の補助をいただきながらメーカーの手で調査を行っていただいているという状況でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今されている調査というのは、国の交付税で賄っておられるということで、町の単費はかかっておられない、そういうことで理解していいんですね。

私は、ワイナリーにしたって、ほかの作物にしたって、実現すればすごくいいことだと思っております。若者の雇用も生まれ、笠置の売り物にもなりますし、また農家カフェなどできるのではないかと大いに期待をしておりますし、町長に頑張ってくださいと思います。また、ほかにも笠置には工場誘致条例もありますし、常にそういうことを意識されて取り組んでいただきたいと思います。

以上のような取り組みをするに当たって、総務省は地域おこし協力隊の派遣をされてお

ます。期間は1年から3年、年間1人当たり350万の交付金があります。また、顕著なことは、その隊員の方のほとんどが、その地にずっと住まれるようになるとも報告をされております。笠置町もぜひ公募されるべきではありませんか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 平成22年、23年ですかね、総務省の活性化事業の中で、いろいろ検討をしてみました。総務省のほうから、いわゆる企業に対して職員を派遣しながら企業の振興を図っていくという、そういった事業もあるのも存じております。しかし、今、じゃ、決まって何に総務省から来ていただくかという具体的なものがございません。だから、町が、例えばですよ、ワイナリーをやりたい、ワイナリーをやりたいという話になりましたら、それに熟読したというんですか、端麗な方が来られて指導いただくという、総務省のそういった事業もあるのも知っております。

しかし、今のところ具体的に笠置町が何を取り組むか、何で総務省から人材を派遣いただくかということの話が、まだ具体的なものがありませんので、何とも言えませんが、仮に今後そういったものが出てきましたら、また総務省のほうにも御無理にお願いに上がりたいと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） この地域おこし協力隊というのは、多岐多様にわたっております。例えば買い物難民の施策にするに当たって、こういうものを派遣していただく。いろんな分野で、幅は広いものでありますから、私はこれに充当する事業は必ずあると信じておりますし、また今年度取り組まれるお宝活用活性化事業にも当然公募できるものだと私は思っております。こういうありがたいものについては、ぜひとも公募をされるべきだと私は考えます。

以上のように、人口減少は町の存在を左右するものであります。常に危機感を持たれて、全ての施策がこの人口問題に帰依するという思いを持って取り組んでいていただきたい。そのように要望をしておきます。

続いて、子供たちについてお聞きをします。

来年度から子ども・子育て支援新制度が導入をされます。笠置町においても1年をかけて制度導入に向けて連絡会議で議論されることと思います。中身は、子育て3法における子ども・子育て支援法、総合こども園法、関係法律の整備、この点が中心になります。

この中で大きな目玉は、保育のあり方、待機児童解消に向けての地域型保育への補助対象がふえることでもあります。保育園は保育園のまま、幼稚園は幼稚園のまま、また2つを合体

した認定保育園、地域型の小規模保育園、家庭保育、訪問保育所に分けられます。笠置の場合は当然このままの姿でいかれると思いますが、その辺どうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

議員御承知のとおり、子育て3法に基づいて昨年度条例設置いたしました子ども・子育て会議で、1回は昨年度実施いたしまして、4月の中旬に第2回目の会議を計画しているところでございます。

2回目の議論となりますのは、対象者にアンケート調査を実施しまして、その結果、あるいは今回の法改正に基づく笠置町の今後の保育、保育に限らず子育て環境の整備のあり方の骨子を検討することになります。

先ほど議員がおっしゃられました当然このままの保育の形でいかれるというふうな御意見をいただきましたが、それも現在未定でございます。あくまで、そんなに大きな変化は私どもも予定しているところではございませんし、その環境整備に向けて、これはできるかどうか別にして一つの例として申し上げるわけなんですけれども、一時保育とか、そういう多様なメニューが今回提案されているわけでございます。それに対しての給付が条例で定めた形で給付できるわけでございます。そこを皆さんの意見を反映して今後決定させていただくというふうになります。御提案いただきました形は、小規模の保育型になろうかと思えます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） これから町が持つておかななくてはならない課題といたしまして、笠置町にも地域型の保育ができるようになる可能性があります。ゼロ歳から2歳までで6人から19人までの小規模保育、個人の家とする保育、家に出向いてする保育、こういうことに対して、国の基準はありますが、自治体で認可をすることになっております。町としても方針を持つておく必要があると思えます。その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

今言われました保育ママとか、認定こども園もそうなんですけれども、これの主な目的は待機児童の解消でございます。笠置町については、その問題については発生しておりませんので、保育ママをどうするか、認定こども園をどうするかという議論は、今後の子育て会議の中で検討させていただきたいというふうを考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 可能性として、私が預かるおうちに行って保育する、そういうことも現実的にできるわけですから、そういうことが起こった場合、きちんと町としても対応できる方策を立てておくべきだと私は言っております。

この新制度は、地域の力を生かしていきたいという大きな狙いがあります。地域での交わり、近隣の人々の支援で、子供の健全な成長を助けようとする方向に大きくかじをとろうとしていることでもあります。そういうことで、連絡会におかれましても、この辺を十分考慮されて制度を確立していただきたいと思っております。

次に、以前にも取り上げました子ども議会をぜひ開催していただきたいと思っております。子供たちは、私たちと違った感覚、見方があります。他町村でも開かれ、意見を取り入れられた町もあります。

ここに3年生がつくられたかるたがあります。「そのままの自然を残して歩こうよ」、「ぬくもりとやさしさあふれる笠置町」、「自然がね、つくったおう穴だ」、「景色がね、きれいな笠置を見に来てね」。いろんなこういうかるたをつくられております。このように笠置のことをいろいろと子供たちなりに見てください。26年度には、ぜひ子ども議会の開催実現に向けて、町長、どうですか、考えていただきたい。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 子ども議会の件については、以前にも御質問の中でございまして、検討させていただきたいということでございますが、議会のことでございますので、議会と十分な打ち合わせをしながら検討できればと考えております。

しかし、先ほどにもありました笠置小学校を対象とした子供の議会ということで、私は子供の率直な意見を聞くことができればよりいいのではないかなとも考えます。最近では多くの市町村で子ども議会が開催されているようであります。子供の率直な意見というのは、やはり我々これから行政を行う者にとっても大事であろうと思っております。議会と十分に協議をさせていただきながら、できることなら子ども議会の開催に向かって進むことができればと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私は笠置小学校の評議員をさせていただいております。その場でも子ども議会について提案をいたしておりますが、学校側は受け入れはさせていただきますということも聞いておりますので、ぜひ実現をしていただきたいと思っております。議会が開かれますと、

家族はもちろんのこと、地域の方々も話題が生まれますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

次に、子どもを取り巻く環境について、結婚されていない、ひとり親支援ということで、みなし寡婦控除を当町でも適用されるべきではないかと思えます。

昨年12月、最高裁で、遺産相続について、結婚している男女間の子供と結婚されていない結婚されていない男女間の子供の相続分が平等になりました。これを受けて、結婚歴のあるなしで格差を生む寡婦控除について、改正される自治体が出てきております。大きな意味での子育て支援にもつながります。当町としてもぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま西村議員のほうから、みなし寡婦控除についての御質問をいただきました。

この経緯については、議員御指摘のとおり、最高裁の判決によりまして民法が改正されたことによります部分でございます。本来の税の部分でいえば、寡婦控除については一定の所得控除が27万円あり、また特別寡婦控除につきましては35万円の特別寡婦控除がある。結婚していない方については、それぞれの控除がない中で、多くの市町村が一番頭を痛めているのが、保育料を算定する際の部分で、みなし寡婦控除制度を創設した中で同等の扱いをしているという部分で、政令都市ではこの4月から行う部分も含めまして19市とは聞いております。

そこで、笠置町のほうでそういうこともやってはどうかということではございますけれども、私も税を預かっている一人の職員として考えるに当たって、民法がそれほど改正するとするならば、所得税法上でも寡婦控除、みなし寡婦という部分をそれも一体型として税制改正を行うべきではないか。これは私の個人的な意見ですので、ちょっとどうなるかわかりませんが、そういう部分をするのが、各市町村でそれぞれ対応するよりも全国一律そのような対応になるんじゃないかと。これは個人的な意見を述べさせていただきました。

そこで、当町につきましては、現在のところ検討までは至っておりません。ただ、京都府下では現在やっているところはございませんので、それらの部分も踏まえながら、今後は住民課長と十分相談した中で対応を考えさせていただきたいと、そのように思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君）　こういう制度は、いち早く導入されて、笠置町のこういう姿勢というのをやっぱり売り込む、そういう1つになると思いますから、ぜひとも検討をしていただきたいと思います。

次に、地域主導型公共工事についてお聞きをします。

これは、京都府がおおむね1億円の予算規模で地域の公共工事をしていただけるもので、笠置町はキャンプ場から白砂川沿いにいこいの館までの遊歩道をつけていただける工事と聞いております。設計も決まり、審査も終わり、今年度から3年間ででき上がると聞いております。どういうルートになったのか、現在どういう状況なのか、どう進んでいくのか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君）　建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、現在の状況の概要について御説明申し上げます。地域主導型公共事業につきましては、笠置町内では白砂川水辺道賑わいプロジェクトという協議会を設立されまして、京都府へ昨年度提案をしております。提案をした内容については、審査を受けて、それが採択されております。提案の内容ですが、御存じの方もあるかと思いますが、まず地域が行う事業というのと町が行う事業、それと京都府が行う事業と、大きく3つに分かれます。

地域が行う事業についての提案につきましては、京都府が遊歩道とかをつくりますので、桜などの植栽、清掃活動、イベントへの協力というのが地域で行うことです。

それと、町が行う事業ということにつきましては、京都府がつくる遊歩道についての接続する道路、町道の部分、それと散策道、水辺の学校と河川をつなぐキャンプ場のほうへ歩いていけるような散策道、それと一部ちょっと小さい公園ですね、休憩スポットのようなものができないかということで提案をしております。

京都府が行う事業としましては、白砂川の河川整備ということになっておりまして、先ほど申し上げましたように河川内を歩く道路、それと河川上の管理用道路をつくることになっております。

工事の内容ということで、全体のもともとあった計画というのはかなり大きなものですが、先ほど御質問のときにおっしゃいましたように京都府の予算というのが、この事業についての予算ですけれども、1億円ということになっております。その中では、当初いろんなことを考えておられた部分については、全部はできませんが、まず手をつけるところということになりましたら、これらを接続するというので、まずJRの下の飛び石のあたりの接続、

いこいの館の反対側、向かい側のあたりから、ずっと進入路を河川の中と、河川の上部ですけれども管理用道路と、両方をつくっていくというような形になっております。

町の分につきましては、町道の接続道路と河川の散策道路、それが接続する部分ですけれども、概算の提案では1,800万円となっております。これにつきましては、あくまでも提案の概算の事業費でございますので、今後、京都府のほうの詳細な設計を入れていきますので、それにあわせて接続するような道路を町が考えていくこととなります。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今お聞きしますと、京都府の予算と笠置の予算も発生するということですよ。今お聞きしたんですけれども、頭に描いているんですけれども、ルートとか、何か小さな公園とか、お聞きしたんですけれども、そういうことはなかなか頭に浮かばないので、できましたら議員に、今できておられるアバウトなコースの設計図でもよろしいですから、配付していただけたらありがたいと思いますが、その辺どうですか、できますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） まず、提案のときに添付させていただきました図面とかがありますので、それにつきましては皆様にお見せしたいと思います。それと、先ほど申しましたようにあくまでも提案の状態の図面ですので、今後、中につきましては詳細な分が、また多少変わってくるかと思っておりますので、それにつきましては、今、京都府のほうで設計に取りかかっていますので、それがまたでき次第、それに合わせた町の計画も、でき次第お見せしたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。よろしくをお願いします。

この遊歩道はキャンプ場といこいをつなぐもので、いこいの集客にも期待がかかりますし、先ほど言われたように桜を植栽し、桜並木として、またホタルも飛び交いますので、ホタルの鑑賞もできます。町民の方、観光客への安らぎの道として、町のために大きなメリットの道になります。今、課長から説明を聞いていた中で、桜並木、桜の植栽や小さな公園ということをお聞きしましたが、以前に私はこのときに小水力の発電を設置したらどうかということをお提案してきました。町長は、検討すると、そういう答弁をいただいておりますが、今課長のほうから、そういう計画については言及されなかった。町長、この辺はどうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま建設課長が説明したとおりであります。

しかし、3年計画で1億円の予算でという話であります。3年計画、ことしの話はと聞きますと、私は一足一番、それじゃ、工事にかかりましようかということにはならないと思います。やっぱり一番大事な用地交渉からぼちぼち入っていくのではないかなと、そんなふうに思います。

水辺の学校が完成した暁には、やはり小水力があり、それから例えばつり橋があり、いろんなものの計画というのは、これからの計画になってこようかと思えます。私は、一つの事業をまず成し遂げるんやと。その事業が完成した暁に、小水力もあり、いろんなものがあり、小水力というのは、常に水が流れておりまして、白砂川というのは水が枯れることがないわけですので、私は小水力というのが附属するいわゆる観光資源としては一番ふさわしいのではないかなと考えているんですが、今、一足一番、それじゃ、その計画もというわけにはまいらないと思います。徐々にそういったことも話を進めていくことになると思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

再生エネルギーについての取り組みは、自治体に課せられた大きな責務があると考えます。また、笠置小学校が、去年の夏でしたかね、再生エネルギーの取り組みの京都府知事から特別賞もいただいております。だから、子供たちもこういうことに対して興味を持っておられると思いますので、学習の場にもなると思いますので、ぜひとも実現に向けて検討をしていただきたいと思います。

最後に、災害について何点かお聞きします。

防災マップの配布はいつになりますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま西村議員のほうから防災マップについて御質問いただきました。

すみません、いろいろ諸般の事情によりましておくれておりますけれども、この年度内にはでき上がる予定をしておりますので、でき次第、各戸配布をさせていただきたいと、そのように考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） このマップは、地域の方々の意見、提言を取り入れてつくられたもので、大変な貴重な財産をつくられたものと思っております。また雨季も近づいてきますので、ぜ

ひとも早く配布をお願いしたいと思います。

防災に関するの工事についてお聞きします。

1点目は、切山の地すべり対策工事です。最終の移動、掘削工事があと1期残っております。この工事への進入路の用地買収も終わって、府の工事の着工を待っているわけですが、26年度の予算に反映されると聞いておりました。どのようになったのか、この工事、今後どのように進んでいくのか、あわせてお聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

切山地区の地すべり対策工事、26年度の見通しということでございますが、昨年、議員の方々の勉強会がありまして、その後、ことしの1月9日なんですが、笠置町議会、それと切山地すべり対策委員会の代表が、土木事務所のほうへ行きまして、地すべり対策事業の早期完成ということで要望を行っております。

その中で、京都府の話でございますけれども、新年度予算、皆さんも御承知のように知事選挙がございますので、当初は骨格予算になると。まず一番最初に、骨格予算になるのということでございましたが、地すべり対策など防災事業につきましては、できるだけ早期に予算づけをしてもらえるようにということで、土木事務所のほうも京都府のほう、また国の関係もあるかと思っておりますけれども、そちらに要望しているということでございました。直近の先週の確認の話でございますけれども、箇所づけというものにつきましては、まだ発表しておられないということで、決まっていないんですけれども、4月の初めに発表されることになっていると。現時点ではそこまで聞いております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 骨格予算なので、まだはっきり決まっていない。4月の初めにそういう予算が発表されると。そういうことでよろしいんですね。

先ほど課長が言いましたように、地すべりについて、私たち議員も研修をさせていただきました。もし地すべりが起こると未曾有の大惨事になることを説明していただきました。一日も早い完成を望むわけでありますが、工事を進めるに当たって、十分地元の方への周知をされて進めていただきたい。こういうことを要望しておきます。

もう一点は、笠置山線についてであります。このことについては、午前中、杉岡議員、先ほど大倉議員からも十分出されておりましたので、ほとんどダブっておりますので、省きたいと思いますが、答弁の中で、28年度に完成をすると、そういう答弁をいただきました。

心配いたしますのは、財源の担保はあるのかどうか、それだけを確認させてください。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 先ほど申しましたように、完成時期はおっしゃいましたように27年、28年になると思います。

財源の担保ということでございますけれども、町全体の事業の中で、どういう割り振りになるかといのはありますけれども、今、国のほうに要望している金額というのは、最後の完成まで続けてということを行っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） この工事について、地元の方が説明会を開いてほしいと言われております。開催されて説明をされるべきと私は思うんですが、そういうお気持ちはございますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 京都府のいろいろ要望に、同時に町のほうにも要望が出されてきて、説明してほしいということを知っております。きょうの議会のテレビ中継ですか、この中でも全体の概要につきましては説明させていただいたつもりですけれども、地元の方々、いろいろ御心配されているかと思っておりますので、その辺につきましてはどういう形で説明させていただくかということは考えていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、説明会を開く、そういう方向で考えているということをお答えいただきました。よろしく願いしておきます。

笠置は観光の町でありますし、また花火大会や鍋サミットなどには、笠置の人口よりたくさんの方が来られます。京都市では観光客用の避難場所を案内する標識などを立てておられます。観光客に対する災害、有事のときの対応を考えておられますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま西村議員のほうから、観光客に対する避難場所の明示というんですか、どのように考えているかということです。

当町においての避難場所というのは、御承知のとおりだと思います。その中で、今のところ考えておるのは、できるならば、この26年度中にその避難場所を明示する。例えばよそでしたら小学校に広域避難場所とか書いているところがあると思います。そういう部分について、できたら考えたいなと思っております。ただ、そういう道しるべ的なものについては、現在のところ考えておりません。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 笠置は一応観光のまちでありますから、また前向きにそういうことも考えていただきたい。そういうことをお願いしておきます。

2点あわせてお願いをします。

以前にも何回も取り上げておりますが、有事のときにリーダーになるべく防災リーダーが必要ではということで、養成講座を開かれるべきではと何回か質問をいたしました。26年度において、京都府が防災リーダー養成に力を入れると発表され、予算もつけておられます。当町でも一刻も早く取り組んでいただきたい。

もう一点、国土強靱化法において、川や谷の水を飲料水にできる家庭用の浄水器の補助がうたわれております。私たちも災害に遭ったときに一番困ったのは飲料水でありました。ぜひ周知されて、この件にも取り組んでいただきたい。この2点、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま質問をいただきました1点目の防災リーダーの育成という部分でございます。

確かに過去にも西村議員のほうから質問をいただいております。ただ、この防災リーダーという部分の考え方というのは、各市区町村で自主防災組織があろうかと思えます。その中でリーダー的な方がおられまして、その方が養成講座なりいろんなところでの研修を積みまれていると、そのように考えております。

笠置町におきましては、そういう自主防災的な組織がございません。そして、直接、即防災リーダーを育成するのがいいのかどうか。笠置町には、現在のところ、それにかわるものとなれば笠置町消防団というのがあります。その中で、その方々と連携を密にしながらやっていかなければならないという部分がございます。防災リーダーの育成というよりも、防災に対する意識を高める部分につきましては、中部消防のほうでも何かの講座、また研修に呼んでいただけるとするならば、各地区へも回らせていただくという話もされております。もし御希望のところがあるとするならば、また私どものほうから中部消防に声をかけることもできますので、また言っていたら御相談はさせていただきたいと、そのように思っております。

飲料水の話がございました。この件につきましては、私もまだちょっと勉強不足で申しわけございません。現在のところ笠置町では、そういう際には飲料水としまして水を備蓄用品として蓄えております。この分についても、25年度におきましてはパンを更新いたしました。

たけれども、来年以降につきましても、水につきましてもまた更新を考えておりますので、今すぐこの補助を使ってどうのこうのというのは、今後はちょっと検討させていただきたいと、そのように思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） ぜひともこの2件については検討をお願いしておきます。

最後に、災害弱者について、何回も質問しますが、改めてさせていただきます。

1月18日の社説に載っております。要旨だけ読み上げます。

東日本大震災では、自力で避難することが難しいお年寄りの居場所が救助に当たった消防団員や住民に伝わらず、多くの犠牲者を出したことは記憶に新しい。名簿の不備や記載漏れはあったが、個人情報保護が名簿を有効に使う最大の壁になったと指摘される。このため、政府は昨年6月に災害対策基本法を改正し、災害弱者の名簿は、本人の同意を得て、あらかじめ消防機関などと共有できるように法的な裏づけを持たせた。中略。各市町村と地域の民生児童委員や社会福祉協議会の連携は欠かせない。隣近所同士での災害弱者を見守り包み込む仕組みも大切である。中略。各自治体には重い宿題となるが、住民の命を守るという自治の基本に立ち返り、具体的な準備を進めていただきたい。

こういうことが社説に載っておりました。こういうことは行政側も私も共有できる問題だと思います。なぜ一歩踏み込んで対策を立てられないのですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま、要配慮者に対する部分での質問を過去にもいただき、今もいただきました。対策を立てられないのかという部分でございますけれども、まるっきり白紙な状態で置いておるわけではございません。

過日、区長会がございました。そのときにも話をさせていただいて、各区長さんにもいろいろな考えがございます。それをまとめるに当たって、各区長さんと防災担当、また要配慮者の担当課長と集まって協議をしようという話で今回は終わっております。

その中で、従来担当課長のほうから申し上げますとおり、それらの名簿につきましては、笠置町個人情報保護条例の第6条の利用目的の明示中、第1号の生命や身体及び財産の保護に当たって、緊急用として必要にする場合は明示をしなくてもよい。要は出せるという部分でございます。そういう観点から災害対策本部に委ねられた中で、我々としては各区のほうに必要最小限の情報は提供したいと。そのような話は各区長にやらせていただいたわけなんです。そのときに、いろんな意見が出ましたので、それをまとめていかなければなりま

せん。

各区だけに任すのか、いや、ほかのフォローしてくれる団体はどこにあるのか、そういう問題もございます。これは、各区に任すんじゃないし、地域住民方々がそれぞれが同じような方向に向くべきであるやろうし、またもう一步、要配慮者の方々に対しても、いや、私はもうここにいる、また、どこかへ避難する場所もある。そういう部分も把握し切れるのかとか、いろんな問題がございます。それは、そこに住んでおられる民生委員さん、児童委員さんのほうに任すのがいいのかどうか。いろんな課題が山積していると思いますので、ちょっとまずは各区の代表の方と話し合いの場を持たせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） このことについては、やっぱり行政が主導を担って進めていくべきだと思います。前にも言いましたように、行政または地域の民生委員の方、区長さん、消防団の方、そういうことを交えて円卓会議を開いて、行政主導でこういうものを確立していく。私はそういう必要があると思います。そして、同意方式、手挙げ方式をとれば、本人の同意を得るわけですから、そういう情報を公開するのには本人の同意を得るわけですから、一步進める、そこから始めていくべきではないかと、私は思うんですけども、そういう方式も考えられませんか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

今の要配慮者名簿の方法論でございますが、あくまでこれは要配慮者対策をする中での一つのアイテムでありまして、それは今、総務財政課長が言われましたとおり、身体的な危機が生じたとき、危ぶまれるときには、情報共有をするというふうなことで共有させていただけるわけでございます。そこで、平常時から共有できるであろう手挙げ方式というのは、二、三、近隣でも提案されているわけでございますが、これは2つ台帳を持つことになります。常にいろんな情報が、要配慮というのは短い方でしたら3カ月単位で状況の変化がございませぬ。障害の方も急に悪化したり、あるいは手術されたりというふうなことで常に状況変化されます。そういうことを管理できるような体制の中でないと、非常に2つ帳簿を持つというのは事務局が混乱するわけですし、現在の笠置町では、いつでも共有できる、わかりやすい言い方をしましたら、対策本部が必要と生じたというふうな認識をされたときに、すぐ提供できる名簿を現在整備しているというふうな状況でして、すぐに平常時から提供できるよう

な名簿の整理については考えていないところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 教訓として、何度も言いますけれども、東日本大震災で個人情報保護が過度になってしまって、とうとい人命を落としてしまった。そういう教訓を生かして、こういうものに取り組んでいこうということが言われておるわけです。そういうことを踏まえて、私は、ぜひ一步踏み込んで取り組んでいただきたい。また、区や消防や民生委員の方、地域の人たちの力を合わせて、こういう体制をつくり上げるように、行政が主導を持って私は進めていただきたい、そのように思います。最後にお気持ちを聞かせてください。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 西村議員のほうから、最後に行政としての考え方はどうなのかと再度確認の質問をいただいたと思いますけれども、確かにやり方として、本人さんの事前承諾をとるというのは方法としてあります。これは実は精華町でやられたということは過去に新聞に載っておりました。その中で半数近くは、やっぱり答えは私の情報を流してもらっては困りますということで、半分以上はだめでした。要は、その中でその情報を常々誰かが持っている、また誰かが保管しているという分について、誤った情報というのが出てくるわけです。というのは、担当課長が申し上げましたとおり、障害の程度等々も変わります。よって、その情報はその都度その都度そしたら更新していくという事務的な部分もございます。

だから、笠置町は幸いにも人口が少ない中で、災害対策本部に委ねられたとするならば、そういう災害が生じるおそれがあるときに、各区長さんにその情報を提供した中で避難誘導等に役立てていただきたいと。そのような部分で行政としてその主導を担っているわけなんです。その辺を理解していただき、またそういう部分について今後区長さんと相談をやらせていただくと。そのように当初申し上げたとりでございます。それが行政主導だと私は考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 一般質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 引き続きまして、5番議員、瀧口一弥君の発言を許します。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口でございます。

25年度の予算の未消化、また積み残しの出ている笠置町におきまして、熟練職員の不足や、また少ない職員の数での一人が複数の業務を担当しているのも実情です。住民数も減少している現状で、職員数もふやせない。そうした苦労が続く過疎市町村において、新制度

で助けてやろうという情報が入ってまいりました。ちょっとここから大きな話になりますが、朗読させていただきます。

政府は、住民サービスの維持が課題となっている離島や山間部などの市町村の事務の一部を都道府県が代行できる制度を創設する。今国会に地方自治法改正案を提出し、成立させた上で、2014年度、今年度からですね、モデル事業を始めるとあります。新制度では、市町村と都道府県が連携協約を結び、専門性が求められるまちづくりなどの企画部門や消費生活相談、道路や橋などの維持管理などを都道府県が代行することを認める。今まで代行することを認められていなかったわけですね。しかし、住民基本台帳や戸籍、選挙など事務は、自治体の存続に不可欠であるので、市町村が今後も担当するのが当然である。町の自主性は認めつつ、行政のほうだけ手伝ってやろうということだと思います。

こういう新制度が、今年度からできて、来年度から本格的に実施されるようではありますが、そういう制度を使う、使わないも各市町村の自由になっております。こういう制度ができる中で、まず町長、もしこういう制度ができたなら、活用をなさいますか、なさいませんか。それとも、ほかの市町村のやり方をまねて後からついていくほうがいいのかと違うかと。どういう態度で臨まれるか、ひとつお考えをお示し願いたいと思います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 瀧口議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、おっしゃっている事業、地域おこし協力隊という事業だと思います。この事業は、生活の拠点を三大都市圏を初めとする都市地域から、過疎、山村、離島、半島の地域に対して住民票を異動させた者について、その地域で支援をしていこうという制度だと思います。全く新しい制度でございまして、当町にあっては、まだ具体的なものがわかりませんので、検討の段階には入っておりませんが、一度いろんな資料を取り寄せまして、私どもの中でそういった協力がいただけるものなら、できることなら協力をいただきたいなと思います。

先ほど申しました都市地域などから過疎、山村、離島ということで、我々は過疎地域でございまして、この条件に入ってくようなかと思っております。財源手当額等おおむね決まっているようではございますが、再度検討させていただきながら、この事業そのものを、どういう事業であるか、そして笠置町にどういった利益をもたらすのか、そういったことについて検討させていただきたいと思っております。

この事業の中身は、都市部から住民票を異動させた者について対象とするということではございますので、我々とすれば本当にありがたい制度ではないかなと考えております。以上で

ございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

過日、知事の講演会に参りまして、1つ興味のある言葉を聞いてまいりました。垂直型の行政支援。これは、業務が煩雑になっておる。また、過疎の市町村では職員数が足りない。足りない中で、たくさんの業務を一人でこなさなきゃならんと。そういうときにアドバイザーとして府から職員を送り込んでやろうと。そういうありがたい支援でございます。お聞きするところによると、和束町では既に常駐の職員をそのほか1人送り込んで和束町の業務に当たっておると。そういう支援も今ある中でございます。

そしてまた、この改正案では、連携の規定を新設して、各自治体の議会の議決を条件に明示して、新しい制度で行政支援をしていただくということになるわけですから、行政だけが勝手にやるものではない。議会の議決が必要なわけです。

また、これをする事によって、これは言うたらいかんけれども、首長が交代しても安定した事業を継続してやっていけるということでございますから、本年度からモデル事業をもう既に始めるということも決まっておるらしいです。そして、27年度、来年度の予算からは本格的にこういう支援事業を始めて、そして、それと連携する自治体には財政支援までも検討しようという、まことにありがたいような制度でございますけれども、この制度にも何かひょっとしたら裏があるかもわかりませんので、あせってすることは無いと思いますが、ひとつよろしく検討願いたいと思います。

以上で質問終わりますが、まだモデル事業が実施されておられませんので、もしモデル事業が一、二の自治体で実施されて結果がわかるようになりましたら、また改めて質問もさせていただきますけれども、そういう新制度があるということ覚えていただいて、また新制度を活用できる場面がありましたら積極的に取り入れてやっていただきたいと思っております。

続きまして、木津川河川敷への土砂の搬入について質問いたします。

去年の台風18号の後、キャンプ場の土が流されて、公園整備のために土砂が搬入され始めました。この土砂の搬入に対して、国土交通省の申請並びに許可はとっておるのか。それともう2つ、どれほどの量が搬入されたのか、そしてまだ今後搬入される予定はあるのか。それだけをお聞きしたいと思っておりますので、わかる範囲で教えていただけますか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの瀧口議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、国交省への届出、許可でございますが、皆さん御承知のように昨年の台風、これまでの洪水等の増水によって表土が流された。そして石ころだらけになったり、それと大きく洗掘された場所が多々できました。それで、キャンプ場に来ていただいても、テントが張れない。テントを張っても、その中で横にもなれないような状態でありました。そして、河川敷につきまして、キャンプ場として占有を笠置町は受けております。

そういった中で、快適にキャンプを楽しんでいただこうという思いから、観光協会のほうが復旧に取り組んでいただいております。それで、土砂の搬入につきましては、当然笠置町が占有を受けておりますので、町のほうから国土交通省のほうに土砂の搬入の工事施工届は出しております。それで、この3月末に完了報告を国土交通省のほうに提出して、その後、完了の確認といえますか、国土交通省のほうから確認されるという、そういったスケジュールになっております。それで、河川占有区域内で工作物等を設置する場合や大きく現状を変更する場合には、申請等が必要になってくるんですけども、今回の場合、ある程度復旧という形で土砂のみを入れるということで、施工届といったこととなっております。

それと、どの程度の量が搬入されたかということですが、昔グラウンドとして整備していた土砂から川がってに向かって南北に約50メートルで、東西に200メートルぐらいの間で敷きならし等をしております。そこには大体2,000立方メートルぐらいだと聞いております。それで、面積にいたしましては1万平方メートルになるんですけども、単純に計算させてもらったら平均厚さ20センチぐらいになるんですけども、洗掘されたところとか流されたところに当然主に入れておりますので、以前と高さ的にはさほど変わりはないんじゃないかというふうに思っております。

それと、今後まだ土砂の搬入をするのかということなんですけれども、土砂の搬入につきましては、もう終わっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧吉一弥君。

5番（瀧口一弥君） 土砂の搬入については、終わっておると。2,000立米入れたと。流された部分の補修に関して、補修しただけで終わっておるという答弁でございましたけれども、あの土砂の搬入について、今後、大雨のときの上流への影響ということはお考えになっておられますでしょうか。できる範囲で結構ですので、答弁をお願いします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えいたします。

自然が起こすことで、絶対と言い切ることはちょっと難しい部分もあるんですけども、

今回の土砂の搬入にいたしましては、先ほど申しましたように増水によって洗掘されたところとか流されたところに主に搬入していると。高さ的にも以前と余り変わりがないのではないかというふうに思っております。

そういったことから、今回の土砂を投入したことが木津川の水位に与える影響はほとんどないのではないかと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、滝口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

河川敷のあのあたりは、木津川が狭くなって、広がっておると。また下は狭くなっておると。昔から大切な遊水地であったわけです。昭和40年の初めでしたかね、町民グラウンドのあそこにできましたが、その後、大した水害は起きておりません。伊勢湾台風のとき以来、高山ダムができて、土砂崩れはありましたけれども、河川の氾濫による水害は余り起きておりません。その意味において、あのグラウンドはつくってもどうもなかったんやと、そういう意見の上でつくられたと思います。そしてまた、今度流れた部分もそれと同じぐらいの高さに直したということで今お聞きいたしました。

しかし、何回も申しますが、あそこは木津川の氾濫に備えた有力な遊水地であるわけです。遊水地というのは、ふだん何もせん場所なんですよ。そこにグラウンドをつくること自体が間違いやったのかもわかりませんが、私の見る限り、あの公園を整備するのはいいんですが、あのグラウンドの流れた部分をまたもとの高さにかさ上げして直すというのは、大きな遊水地の阻害になると思います。なぜならというと、おわかりのとおり、木津川が東西に流れております。そこへ南から白砂川が合流しています。当然、木津川が増水すると白砂川も増水して水位が上がるわけです。そのときに、あの場所に河川敷より1メートル50ほど高いグラウンドがあるということは、当然遊水地であるべきところが飲みこむべき量の水を少なくしているということですね。そして、南から流れてくる水の流れを阻害しているわけです。

これは、長期的にわたって、今まではどうもなかった。しかし、今後、1時間に50ミリ、100ミリ降ったときに、どうあるかということを考えたときに、あのグラウンドの高さの部分だけは削られるべきが妥当ではなかろうかと。それまでの公園の整備は結構なんです。しかし、もともと遊水地であるべきところに、あのグラウンドの高さがあつたら、誰の目にも木津川の流れがとまりやすい、理屈がわかるわけです。だから、町としても、今できているものはしょうがない。これからできるだけあのグラウンドの高さのものを低くするように指導なさってはいかがですか。町長は、そういうお考えはどうですか、ございませんか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 瀧口議員がおっしゃるように、以前はあのグラウンドのあるところ、湿地帯のような感じでありました。それが遊水地として水害のときにはある程度水を抱くという機能を果たしていたように思います。

しかし、グラウンドができた年数等は私ちょっと存じ上げませんが、その当時から、グラウンドをつくられたのはいいのだけれども、毎年のように砂が流されて復旧をしていたということがございます。ここ最近なかったんですが、去年はきっちり流されたようであります。

そういったことで、今後はやはりそういった昔の歴史をたどりながらも、それがかさ上げたために水の流れが悪くなり、逆流して南部地域が水害の危険性が出てくるやないかと言われれば、その可能性もなきにしもあらずであろうと思います。そういったことも考えながら、今後、河川の管理には十分注意を払っていかなければならないだろうと思います。国交省にもその旨お伝えをいたします。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口議員。

5番（瀧口一弥君） 答弁に今ありましたように、今後これ以上に気をつけていくという答弁でした。誰の目に見ても理屈的にもわかることなので、これからできるだけグラウンドのほうは流されたら余り手をかけずにかさ上げをしないように、ひとつよろしくお願い申し上げまして、私の本日の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（西岡良祐君） これで一般質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議はありますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（西岡良祐君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成26年3月第1回笠置町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時27分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 岡 良 祐

署名議員 西 村 典 夫

署名議員 瀧 口 一 弥